

平成21年9月16日(水曜日)
(会議第4日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
4番	田 辺 守	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
13番	前 田 寿 郎	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 芙佐雄	17番	大 西 章 一	18番	明 神 照 男
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壮
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 务 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大 方 健 康 福 祉 課 長	矢 野 健 康
佐 賀 健 康 福 祉 課 長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	谷 口 明 男	大 方 ま ち づ く り 課 長	松 田 博 和
佐 賀 ま ち づ く り 課 長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 長	松 並 勝	教 育 次 長	坂 本 勝

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長　酒 井 益 利

書 記 宮 地 愛

議事日程第4号

平成21年9月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議事の経過

平成 21 年 9 月 16 日
9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

これから本日の会議を開きます。

これから日程に従って一般質問を行いますので、よろしくお願ひ致します。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

本議会もきょう、あすの 2 日になりました。

今日も一般質問に誠実に答えさせていただきます。

皆さんにおかれましては、お忙しいところ全員の方のご出席をいただきましたことをお礼を申し上げます。
以上です。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

門田仁和子さん。

11 番（門田仁和子さん）

おはようございます。

議長のお許しをいただきました。通告書に沿って質問致します。

初めに、国道 56 号線小黒ノ川急カーブ改良の件についてです。

黒潮町の中を通る国道 56 号線は、東は片坂の市野瀬から西は上田の口の逢坂トンネル、約 36 キロ弱です。ここ数年少しづつ改良が加えられてきていますが、都会と遠く離れた黒潮町として、また命を守る道として、観光客を呼び込むにしても農産物や海産物の輸送にしても、高速道路のない幡多地域の発展には国道 56 号線のさらなる改良はどうしても避けて通れない緊急課題だと思います。

最近の改良区間を見ますと、佐賀の町中を通る道路が 624 メートルの横浜トンネルを通る直線に改良され、上川口を通る道路も道幅が広くなりました。また、白浜や灘の歩道も急ピッチで整備されつつあります。大方バイパスについては、早期着工と完成を一刻も早く望みたいと願っています。

次に、多くの要望が寄せられているのが、浮津橋です。浮津橋には歩道がなく、伊田や上川口の中学生の保護者から、自転車通学に危険が伴うので、橋の拡張工事をお願いしたいと強い要望が度々出されております。国交省に話を聞くと、国も大変な危険な場所であることは十分認識しており、過去に旧大方町とも話し合いを持ったとのことでした。問題なのは、橋の下に住んでいる方の了解が得られないので工事ができないとのことでした。話は十数年前のことと、相手に事情を説明し話し合いを続ければ、人の気持ちも変化すると思います。浮津橋の長さは約 80 メートル。歩道のない部分の全体は約 91 メートルです。町としては、常に住民や区長と連絡を取り合って交渉を進めるべきではないかと思います。

さて、本題の小黒ノ川の急カーブの改良の件ですが、18年、19年、20年、21年3月までの3年余りの交通事故の件数を中村警察署で調べてみると、物損事故11件、人身事故4件、うち死亡事故2件とのことです。区長の話では、警察に届け出のない小さな事故は、當時起きているとのことです。例えば、歩道に車が乗り上げ側溝を壊したり、ガードレールを傷つけたりとかの事故です。現場で見ますと、歩道の側溝の上を車が走った跡が無数にあり、もし人が歩いていたら大きな人身事故になっているはずです。

国交省も改良の必要性を考え、十数年前川沿いを通る直線ルートと住宅の間を通る2つのルートの調査を実施したとのことです。その当時は地権者の中に用地提供に反対する住民がいて、改良工事の話は立ち消えになつたもようです。しかし、当時より今は交通量も増え、その分事故も多発しております。また、ここに暮らしている人も世代代わりし、住民からは一致して改良工事の要望が強く出せれるようになっています。最近では、葬式があつても国道を挟んでまともに葬式すらできない。旗振りを出したいくらいだとのことでした。区長からも積極的に取り組んでほしい由の要望が出ております。

本件については、4月末、県議と国交省に要望に行つた際も、危険場所として十分に認識はしているが、しかし、まあ財源が厳しく県も負担金が必要になってくる。今後も危険度の優先順位を付けて整備したい、と即答はありませんでした。現在、片坂バイパスの話も出ておりますが、資材運搬用のための工事用道路の用地取得が始まつたばかりで、完成までには相当な年月が要すると思われます。小黒ノ川急カーブ改良については町としても国、県へ強く要望をお願いしたいと思います。それと、測量が終わって10年以上もたつておりますが、中止になったその原因等も併せてお答えお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

おはようございます。

そしたら、ただ今のご質問でございます、国道56号線小黒ノ川地区の急カーブの改良の件について、私の方から回答をさせていただきます。

国道56号線小黒ノ川地区の道路事情については、大変見通しが悪く事故が多発する危険な箇所であり、これまでにも議員の皆さんから何度も一般質問をいただき、町としても再三にわたり国土交通省に道路改良の要望をしてきましたところであります。

ここで経過の説明を致しますと、平成11年9月には地域要望として多くの署名を添えて、国道の付け替えについて国土交通省中村河川国道事務所あてに要望書を持参致しまして、当時の佐賀町長、議長、部落区長などで要望を行っています。その後、関係地権者との協議や地元説明会の中で、協議がなされてきたところでありますが、川沿いのルート変更については、ただ今ありましたように用地協議で合意が得られず、また工法的にも難しいこともありますし、平成13年1月の地区での協議において意見の集約ができず、これ以上の要望はできない状態となりまして、家屋移転などでこれまた合意が得られなかつたと聞いております。その後に、現在の道路法線に沿つた改良案が国土交通省から示され、カーブを緩くして、両側に歩道を設ける構造として再度部落で協議がされました。これも同じく家屋移転の問題などから同意が得られず、実質的に中止となりました。

そして、小黒ノ川地区の皆さんの要望としては、現在のところ平成11年9月段階の国道の付け替えということになっていますが、国土交通省との協議の中、予想される事業費が約9億円程度になると思われておられます。今日の国土交通省の立場から考えますと、非常に厳しい、今もありましたように財政事情厳しい中、私どもも粘り強い要望を重ねてますが、今後もこれにおきましては重要課題として取り組んでいくこととしております。

また、交通事故防止対策として十分ではありませんが、国土交通省や関係機関の協力をいただきまして、地区周辺の国道 56 号線に減速マークや表示等の設置を致しまして、交通安全に努めているところでございますので、何とぞその点よろしくお願ひを致します。

私の方でも、ただ今ご質問がありましたように小黒ノ川地区での事故状況については調べております。若干私どもの担当も中村警察署の方でご報告をいただいておりますが、平成 19 年に人身事故が 2 件、軽傷の方が 1 人、重傷の方が 1 人、計 2 人でございます。そして、平成 20 年におきましては物損事故が 2 件。そして今現在、平成 21 年におきましては事故件数で 1 件、重傷者が 1 人という状況になっておりまして。まあ、これを見ますと私どもも、まあ平成 19 年の段階で安全対策と致しまして減速マークやそれ等の表示の効果が、ある分出しているのではないかと、そのようにとらえております。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

今、減速マークを表示していると言っておりましたけども、あそこの現場に立っておりましても、その減速、あんまりされてない。すごいスピードで走っておりますので、ほんとに立ってても怖いなあ。大型トラックでも来ればほんとに危ないなあというのが実感ですが。

現在、地元の皆さんには、どういうのか、地元の皆さんの最近の要望いうのはありますでしょうか。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

再度、お答えを致します。

先ほども申し上げましたように、小黒ノ川地区の皆さんの現在の要望は、平成 11 年の 9 月の段階の川沿いの道路、新しく国道を造ってほしい。まあそれにはあの橋梁（きょうりょう）も関連してるわけですが、それに 対するお金が約 9 億円程度というふうに見込まれております。ただ、その後にただ今申し上げましたように、平成 13 年に今の国道をですね、カーブをもっと緩く、歩道も取って安全地帯も取って、そういう方向性を見出したいということで、国土交通省と提議をしております。そのことについてもやはり同じように家屋の移転がございまして、そういう状況下の中で地区の方からのお話は、元の 9 億円の方の事業をやっていただきたいと、そういうお話を今現在なっております。

なかなか先ほども申し上げましたように、昨日からの一般質問でもありますように、本日民主党に政権が代わります。そういう状況下の中で、公共事業に対しては非常にシビアな考え方を持っておりますので、なかなかその辺がどうなるか、私どもも不安な部分もあります。だから、この問題は今回の場合は国道 56 号線小黒ノ川急カーブの改良ということで出てきておりますけれども、私たちの方へは北部地域の区長会の皆さま方から、議員からお話がありましたように、市野瀬から佐賀までの自動車専用道路が改良した場合に、今の国道 56 号線が国土交通省から県道に払い下げになって、県道管理になるのではないか。そうなれば十分な管理ができるかどうか、その点の不安を相当持っておられます。そういうことにおいて、その自動車専用道路が仮に完成するまでに少しでもそういう現 56 号線についての改良をお願いしたいということで、今 15 件程度の要望をいただいております。その中には今申しました、この小黒ノ川地区の急カーブの問題、これが第 1 点だと思いますけれども。そのほかに、沿線のカーブのショートカット、それが 4 件、そして地区への右折レーンの設置が 4 件。今回そういう要望の中で、国土交通省さんもいろいろと協議した重ねた中、ようやく 10 月にですね拳ノ川の右折レーンが計画されるというお話をいただきました。まあそういう状況下にあって国、国交省にしても

非常に厳しい中での状況でございますので、できれば私どもも、いろいろとそういう区長会や拳ノ川の地域の皆さんと話し合いを重ねましてですね、もうちょっとその工事費が縮減される方法なんかも今後は考えていかなければならぬ。当初の話では非常に厳しい状況にありますので、その辺また地域の中の皆さま方、そして区長会の中へでもそういうお話を聞いていきたいと思っております。

また、議員からもありましたように国土交通省におきましても、この 56 号線の沿線に小黒ノ川、この急カーブに類似する箇所が何カ所かあります。そういうふうに優先順位を付けて、このことについては取り組みたいというお話をいただいておりますので、この問題だけでなしに、私どもはその沿線の 14、5 件の問題を総括した形でとらえていかなければならぬ部分もありますので、その点ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

門田仁和子さん。

11 番（門田仁和子さん）

地域の皆さんと話し合っていくっていうことですので、よろしくお願ひ致します。

続いて 2 間目に入ります。

子どもにがん教育を。

長寿大国日本ですが、実は大がん大国でもあります。しかし、がんの正しい知識の普及は遅れています。それは先進各国と比較し、がん検診の低さからも分かります。日本人は、3 人に 1 人近くががんで亡くなり、一生の間で 2 人に 1 人弱ががんになると言われています。日本はがん患者が最も多い国なのに、がんへの理解が不足しています。予防法、治療法も満足に知りません。相手をよく知らなければうまく闘えません。遺伝子や細胞分裂を学ぶ中学生ぐらいから、がんについての教育が大切だと考えます。がんは細胞の老化の一環です。人間が長生きをすればするほど、できやすくなります。人間の体は約 60 兆個の細胞から成っています。そのうち、毎日数千億の細胞が死にます。その減った細胞を補うために細胞分裂を行っています。この細胞分裂をするときに DNA をコピーしますが、ここでコピーミスが起きて、その結果死がない細胞ができてしまう場合があります。これが、がん細胞です。

いつか NHK のためしてガッテンで、がん細胞のできるメカニズムを放映されていたことがありました。通常、健康な人の体でも、がん細胞は 1 日 5,000 個程度もできております。しかし、毎日免疫細胞により、まあリンパ球ですが、免疫細胞により退治をされております。しかし、長い間生きていくと、たまにミスが起き、すべて退治されないまま生き残ってしまう場合があります。時間の経過とともに、がんに成長していきます。ただ基本的にはがん細胞が、がんに成長するまでにはおよそ 10 年以上の時間が必要です。ですから、人間が長生きをすれば、基本的にはがんは発生しない病気です。日本は長寿大国になったことが、がん大国になったわけです。がんは多くの人が患う可能性のある身近な病気でもあります。しかし、今の日本人には死をイメージさせるがんの話は聞きとうない、がん即、死のようなそんな考え方を取られる雰囲気がありますが、普段の生活の中で死に直結するものを避けたい、人間はいつまでも生きていられるという錯覚に陥っています。

本来、命には限りがあります。人は皆死ぬから命は尊いわけです。この点が見失われています。昔は、死が身近にありました。祖父母と暮らしている人が多く、その多くが家の中で最期を迎えていました。子どもは早い段階から、老いと死を見て育ってきたわけです。しかし、今は核家族化が進み、祖父母と暮らすのは難しい状況です。だからこそ死を身近に感じ、正しい生と死いうんか、生死観をはぐくむためにも、子どもたちにはがんを学ぶことが必要ではないかと思います。

がん教育の第一歩として、予防法です。がん細胞を作る最大の原因はタバコです。タバコをやめれば約 30 パーセントがんになるリスクを減らすことができます。また、生活習慣も大事です。野菜とくだものを食べる、

塩分の摂取を控える、お酒を飲み過ぎない、運動を心掛けるなどの点に気を付ければ、これも 30 パーセントのリスクを減らすことができるようですが。ただこれら 2 つの点に気を付けても、残り 40 パーセントのリスクはどうしても残ります。そのためには、重症化しないように早期発見が必要です。早期発見のためには、定期的な検診が必要です。

昔、がんは不治の病と言われましたが、今は早期発見さえできれば治る確率はぐんと高くなります。例えば、進行した胃がんは半数近くの人が命を落としますが、早期であればほぼ全員が完治します。早期のがんは痛みなどの症状がないことが普通なので、発見するためには定期的な検診がどうしても必要です。特に日本での検診は胃がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、大腸がん、肝臓がんの 6 つに有効とされています。しかし日本人のがん検診の受診率は、先進国の中で最低です。検診の重要さをしっかりと教わっていないからです。この点からもがん教育が必要だと思います。例えば、子宮頸がんの検診の場合、アメリカでは 9 割近い女性が受けているのに対して、日本では 2 割程度にすぎません。子宮頸がんは、簡単な検査です。二十歳から 2 年に 1 度の周期で受けければ、かなりの高い確率で早期発見が可能です。これを知っているか知らないかで大きな差になります。二十歳からリスクがあることを考えれば早い段階から、子どもにも必要性を伝えるべきです。

以前にも、がんのひみつを紹介致しましたが、東大病院の中川恵一准教授は実際に中学、高校でがんの正確な知識を伝える授業を行っているようです。その反応について、次のように語っております。

がんを教えるということは、死を教えることでもあります。子どもに死を教えるのは早過ぎるではないか、教育になじまない、という意見もありますが、生徒たちは死の話をしっかりと受け止め、理解してくれたと感じました。生徒からは死の意味を考える機会になった、がんで死ぬのもそんなに悪くないと思うようになったなどの感想が寄せられたとのことです。

日本では伝統的にぱっくり死ぬ、ぴんぴんころりんという理想的な死に方をいう風潮がありますが、海外では死ぬ時期も分かって死ねた方がよいと考える人も多いようです。がんは余命がある程度分かります。そのために、人生の総決算を自分の意思でできるという意味で、この生徒はそんなに悪くないと表現したのでしょとありました。ともあれ、がんを知ることは、予防法や治療法を知ることだけではありません。死と向き合い、限りある人生をどう豊かに生きるのか、こうした点を考えると貴重な教育になると思います。

今後の子どもへのがん教育の取り組みについて、お尋ね致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

おはようございます。

それでは、門田議員の子どもにがん教育をとのご質問にお答えを致します。

議員申されますように、学校教育においてがんに限らず、さまざまな病気についての知識を得ることは非常に大切なことであると考えております。

まず、校教育における保健教育の内容ですが、学習指導要領に基づきまして小学校段階では、3、4 年生から保健で、生活と健康についての学習が始まります。5、6 年生の保健ではけがの防止、心の健康、病気の予防について学習をします。この病気と予防の中で、なぜ病気が起こるのか、どうしたら病気が防げるのかなどについて学習をします。この中で、飲酒、喫煙、薬物乱用の害について学びます。がんについてもこの中で記載をされております。

中学校での保健体育科における保健分野の目標としましては、個人生活における健康、安全にかんする理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てるというふうになってお

りまして、具体的な内容につきましては次の4項目となっております。

まず1としまして、心身の発達と心の健康。2としまして健康と環境。3としまして、傷害の防止。4番目に、健康な生活と病気の予防となっております。この4番目の健康な生活と病気の予防におきまして、健康の成り立ちや運動、食生活、休養と健康の関係、さらには生活習慣病の予防や喫煙、飲酒と薬物乱用、感染症、さらにはエイズについても学習をします。そして、これらのまとめとしまして、人々が共に健康に生きる社会づくり、これの在り方についても学習を致します。

ご指摘のがんにつきましては、生活習慣病の予防の項目の中で、日本人の3大死因の中でもトップであることをグラフで示しております。また、喫煙や動物性の脂肪の取り過ぎ、食物繊維の不足ががんにつながることや、議員が先ほど申されましたように、正常な細胞の遺伝子が傷ついて、がん細胞に変化をしていくと。そして、無秩序に増殖をしていくということなどを説明をしております。また、がんを防ぐための12カ条としまして、イラスト入りで説明もしております。

ただ、ご指摘の治療法につきましては、がんに限らずほかの病気につきましても教科書への記載はされておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

このように中学生の保健科におきましても、学習指導要領に基づきまして非常に広範囲にわたって病気と健康について学習をしております。今後もがんに限らず、このような教科書の内容に基づいた保健教育を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

門田さん。

11番（門田仁和子さん）

学習として、病気と健康についての学習をされてるっていうことでしたけれども、がんについての知識を少しでも知っていることは、万が一その病気になった場合に、その知識をちょっと知っていることでも、大きなこう病気と闘うっていうその命がわいてきたように思います。まあ、そういう意味でのがんの教育っていうのはほんとに大切なことだと、私自身も実感しております。そういう点でどうぞ、学校でもがんの教育についてよろしくお願ひ致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで門田仁和子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 9時 37分

再開 9時 40分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして一般質問を続けます。

次の質問者、明神照男君。

18番（明神照男君）

議長より発言のお許しをいただきましたもんで、町長に3問について質問致します。

先ほど中島課長のお話にもございましたように、今日午後にはまあ新しい政権の指名があり、明日発足というような情報でございます。まあ私思いますに、今は自分さえまあ良かったらいいというような風潮というか、

そういう中での経済で、どこまでそういうことを変えていける政権が発足するがやろかというようなことをまあ思うわけでございますが。

まあ私、初めは4点の質問をお願いしておったわけですが。まあ原稿をファックスでの思いしちょったところ、酒井局長がメールやつたら事務局の仕事が処理がしよいきにいうようなことでメールで送ったところ、そのメールがまあ入ってなかつた。それで、別の機械でもうちの中の送つたがですけど、まあそれも駄目やつたきに、もうこれはいかんきファクスせないかんよと思うて、まあファクスしたわけですが。初めの原稿はまあ2枚にしちょつたのを1枚にまとめたもんで、ほんで自分、送つたのがそのまとめた1枚やつたと思つたところが、そうやなしに初めの1枚を送つたもんで、その2枚目の4問目を書いたがが入つてなかつたわけです。それで、この会議始まつたときに局長が、まあ執行部から4問目は答弁の準備ができるに、3問にしてくれというようなお話があつたもんで、かまんによ言う。まあなんか聞くとこによると、そのメールの入り具合の悪い議員が、議員というか3、4人おるいうようなことで。まあこれ、コンピューターのウイルスの対策のことかなと思っておるわけですが。民間ではそれじゃねえお客様が逃げていくきね、それなりの対応せないかん。まあ行政の方は、町の皆さんのが逃げるようことはないろうと思つようかも分かりませんが、江戸時代は逃亡を厳しく取り締まつて、なかなか土佐から阿波へ行くいうわけにもいかざつたような話がある。今の若い人が仕事がないきいうことでどんどんどんどん町からよその町へ、高知からよその県へ。これ自分ね、江戸時代の逃亡やと思うが、自分は。そういうようなまあ受け止め方自分はするわけ。

まあこんなこと言よつてもいいませんが、自分4問目はねえ、今ほとんどの人がというてもかまんがやないかと思う、あのインフルエンザの問題でした。本来やつたらこれはあくまでも自分の考え方やけんどね、インフルエンザの問題を自分ら議会議員の方から一般質問がないとしても、自分、町長はねえ、これ開会のあいさつのときの、あってもかまん問題やないろうかと自分は思つちうわけです。まあこれはいろいろ考え方があるきにねえ、別にどうのこうのじゃない。が、現実に自分言うまでもないけんど、場合によつたら地球の人口の3分の1が、いう心配がある。その中で、まああのスペイン風邪やないけんど、悪いかつたら数百万人の人に、いう問題やと自分は思つちうがです。

議長（小永正裕君）

明神議員に申し上げます。

通告書に基づいて質問を始めていただきたいと思います。

18番（明神照男君）

ほんで3問するけんど、するがやけんど、その1問のいたいいうことでよね、ほんでそれはそれで、何回も局長らにも手焼かしたように、これをやり変えたりしてみんなに迷惑掛けちうき、それはそれで自分言わないかんと思うちう。

はい、分かります。いうようなことでね、まあ言わしてもらう。

ほんとにこの問題はよ、大変な自分ね問題やと思うがです。それで、先日も大方中学校で、それにかかつた生徒さんが出てきて、学校が閉鎖いう話をちょっと聞いた。ほんで、こんな問題をよ、自分ねよく言われるねえ、危機管理、私事になるけんど自分はねもう去年の暮れからよ、会社ではねえ、注意せないかん、日本経済にイラスト入りの記事もあったきそれをコピーしてみんなに配つてやつたことです。ほんで今年も出しました。どうせないかんか。もし自宅で看病するときは、どうせよ、それから家ではこういう準備しちよかないかんいうようなことをまあ言わしてもらうことです。まあそういう問題で自分は出さしてもらうたがやつたけんど、けんどね自分思うがやき。答弁の準備ができるに、答弁ができるちね、そんなねことでかまんろか思うてこればみな重大な問題になつちゅうとき。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 9時 48分

再開 9時 54分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

明神照男君。

18番（明神照男君）

1問目のその地場産業の問題。まあこの問題は自分、前からも何回かこの地場産業いうても漁業の問題ですが、ここでも質問させてもらいたい。それから執行部からも答弁もいただきました。が、現実に今年、まあうちの町でも、まあ漁船漁業いうかね、自分らのクラス19トンが2隻廃業した。ほんでこれは来年もそういう話。それで、マグロ船は室戸で9隻、それから近海のマグロが1隻というような問題がまあ今、ここへ出てきています。それでまあ自分、その減船、休業が出たことでまあ今年度水揚げ金額としたら、25億前後の減額がある。うちの町でも3億近いまあ生産の金額が落ちてくると思うがです。まあ県のあの総合的なあれが2兆円余りやきに、その中からいうたらわずかな金額かも分かりませんが。

ここでねえ自分、今自らの仕事が特殊な仕事ということで、自分言うのもどうかとも思うがですけど、現実に丘の仕事はね何か問題が出てくる、景気が悪い、大体ねえ行政が動く、これは。県へ何とか、県は国へ何とか。が、残念なことにねえ、というか漁業ではねえそういうことないです、いうたら。が、私たち、現実に自分ねえ、もう今の自らの漁業の問題としてね、自らねえ50年前にねえ、1回佐賀出でいちゅうがやきねえ。そういうときがねえ自ら来たと思ういちゅう。ほんでこないだも、もううちで自分言うた。これ私事になるけど、もういつまでもカツオ釣れると思つったら、おまんら當て違うぞいうて。カツオ釣るために、自らカツオの漁師やきカツオ釣るために、カツオやめるいうわけにはいかんに何か考えないかんときになつちゅういうて。ということは、まさかという思いやけんど、カツオとマグロが来んなつたがやきねえ。

自分その50年前、まだ試験場の船乗せてもらうてねえ小笠原へ行った。ほいてそのときに、三陸沖行くと、イカとサンマが腐るばあ取れよういう話を当時の県の職員の奴田原さん、それから耕洋丸の船長の山口さんお2人にお聞きして、そりや自ら捕る魚が少のうなってきよういうて困りように、腐るばあ取れるもんがあるいうたらそれも見ちよかないかん思つて自らその足で、岩手県の釜石行ってやつたことでした。ほいたらそのときね、その問題の後で当時の高知新聞の幡多論説委員さんがねえ、その先に昨日も問題になつちゅうに言葉言わんけんど、何とかは蛇に怖じずいうて言つた。木に縁りて魚を求むとも。ほんで、まあ自らの言葉でいうならぞうくそが悪かったきよ、自らね座して死を待つよりかはよ、進んで死地に行くがやと反論したことやつた。自分また今ね、そういうときが來たと思つよう。

もう南のカツオ来んなつたがやきね、くどいけんど。北の海には魚がおる。まあ申し訳ないけんどね、行政も自らの周りもいうたらいかんけんど、周りもね、魚のほんとの値打ちいうか価値いうもんを自分は知つてないと思う。人間にとつてこれはねえ、ほんまにありがたいもんや。自然の海が、自らひとつも手を掛けんけんど、育つ。まあ産むがもあれやけんど育つてくれようがやきねえ。それを自ら食糧としてね、生かしよ。けんど、それを自らはよ、人間の都合いうかねえ、魚のことはひとつも聞かんずつねえ、自分自身が取つてきた。こりやいかんと今自分思つようが。

そういうことで自らその今の、漁業の問題。一時は100隻おつた自らの船が今20隻。この20隻が自らいつまで持つやおかというような問題が出てきよるということは、もう現実に遠洋のマグロが、こないだもある船

長さんと話したら、今12、3隻かの室戸からこうあれで残ちよるあれがねえ、室戸。やるいう人おらんもんねえ。ただ、自分らのねこの漁船漁業いうがはね、初めにも聞いてもらうことやけんど、表へ出んとこでいろいろなねえ効果が自分ありよると思うがよ。ほんでそれがなくなるということ、自分そのことがねえ、自分うちの船がなくなるとかなんとかいうことじゃない。この地域に漁船漁業がなくなるということ。

昔じゃないけど、昔佐賀の役場におった方がねえ、佐賀の町は国保が楽ない。ということは、漁師の大半が船員保険じやき。ほんで医療費が要らん。事務もいらん。それから年金の掛け金が多いきね、年金の額が多い。それが今、この黒潮町の町の中へは直接間接になるけど、お金は入ってきよる。そのお金で、ある一部の漁業関係者は生活しよる。その年金にしても船員保険にしても、行政のことといふのはほとんどゼロとはいわんけどほとんどない。そういう部分は今この町からね、高知の県からどんどんどんどんなくなりようん、これは。そういう自分、問題があるきによね、これ個人の問題であるとともに町にとったら地域にとったら、いう思いがあって、ほんでその原因になっちよる、これいろいろな原因あります。なぜ漁船漁業がいいう問題ね、食糧の問題、コストの問題。ただ1つ、自分一番ねえ、自分大きな問題はね、狩猟産業最たるもの。取ったもん勝ち。それが日本の漁業制度ながです、漁業法ながです。ほんで自分はね、いかんとこれは。自分もそのことですうっとやらしてもらう。あるときまではね、効果は出たように思うがです、取り合いの。けんどそれもね油がね、もうあのオイルショックなってよ、オイルショックまでは1キロ3,000円、それが今6万。20倍。それから、今自分らあが生産さしてもらいゆうがは、食糧やないきね、これ嗜好（しこう）品やきね、ほんでもうなけりやいかん、新鮮やないといかんということで、エンジンの馬力も20倍に。ほいたら燃費はね、80倍以上になっちゅうが、その当時からいうたら。そんなことでね、合う道理がないがよ。それというがも、今言う取ったもん勝ちの制度じやき、そうでもせんとその日に残れんき、自分一生懸命やらいてもらうて。

けんど、これじゃいかんということで、自分は6月にもその前にも言わしてもらうたと思うけど、町長に。自分らがなんぼ言うても、国はうんやと言わん。ほんで、行政、町長が言う一次産業の町、一次産業の町の漁業、農業、農業、漁業。それが生き残るには、やっぱり漁業の面でいうたら自分はそれをもう行政も言うてもらわなかん。で、自分この前も県でも言った、振興部行ってねえ。

そういうことで、まあ6月議会にも自分これを言うと町長は、いや、自分も県にも言いよう、農林大臣にも言いよういうていう答弁やった。それはありがたいことですけど。けんど、自分お願ひするのは、それを形にしてもらわんといかんがです。まあここへきて水産庁、まあ国も取ったもん勝ちじやいかんねえいうねえことを、日本の國の中やなしに国際的な中でね、この間あの宮原審議官が、ちょっとそのことを言った。いうことは、日本よりかもう外国がよけ取り出したき。年間にカツオが240から250万トンか。ほんで日本は50万トン、60万トン。外国がよけ取り出したきね言いだしたがです。そういうことで自分は町長に、まあ自分前も聞いてもらうたことやけれど、譲渡制の個別割当の制度にしてほしいと。そうせんとコストも落とせん。いうことをお願ひした。

ほんで今回も、そのことについて今の漁業の問題、それから自分が言う問題について、町長、このうちの町がどう取り組むかということについて質問致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

明神議員の1問目のご質問にお答えを致します。

6月の議会に引き続いての、同じような内容のご質問であろうかというふうに受け止めております。

まあ、漁業の不振につきましては、なかなか我々の手では何ともならない、町長自ら国や県の方にもっとも

っと訴えるべきだという趣旨であろうかと思いますが。前回にもお答えいろいろ致しました。私どもも事あるたびにですね、特に第一次産業の振興については今の疲弊した状態を訴えながらですね、県や国に訴えておるところです。

例えば、今度10月にも四国4県のですね町村長大会というのがたまたま高知であります。この大会でも一定そういう要望をですね何項目か決議をして、国の機関の方へ要望するということを毎年やっておるわけですが、毎年、少なくとも5、6年前からですね、第1番目の項目に一次産業農林水産業の振興について要望をですね掲げてやっております。まあそういうようなことで、ただ要望するだけではいけないと。頭を使った何か手を打たなければならないというふうなこともあります。

まあすぐにですね、それが効き目だと、ただ見えるものにしてもらわな困るというご質問でございましたけども、なかなかそれが形になるということは難しゅうございます。が、例えば今回カツオビジネスということで、カツオの学会をやったり、そういう取り組みを今始めておるところですが、今更カツオかよというふうにおっしゃられるかも分かりませんが、これについては私はひとつ思がございまして、去年、今年でしたか、明神議員なんかが関係しておられることをですね漁（すなどり）の詩ということで高知新聞にずっと連載もされておりましたけども。やはり一本釣りのですね漁法というものが、なかなかそれも今難しいようでござりますけども、まあ単純に巻き網等々に比較するとですね、やはり資源の保全、保護をしながら継続的にやれる漁業じゃないかということで、こういったことの意義を発信する機会にもなりはしないかというふうな思いもございます。

それから、譲渡可能個別割当制ですか、ITQですかね、私もこの意味があまりよく分からぬわけですけども。何か個々の漁業者に操業域を一定の割合で権利を持たずというような考え方のようですが。まあ、資源保護につながるということでですね、それがそうするべきだということであれば、またお話を聞き勉強もしてですね、そういったことも国等へ訴えていきたいというふうに思っております。

なお、私も一次産業すべてについてですが、なかなかご存じのように特効薬というようなものはないわけでして、悪戦苦闘するわけですけども。1つまあ漁業についてもですね、皆さんにもお願ひしたいというか、そういうことを再度確認しながらいかねばならないと思っておることが1つあります。というのは、漁家、漁師の方がですね自らできること、それから業界団体、漁協ですね。漁協、そのグループ団体ができると、またやらなければならぬこと。そして、自治体町村ができると、やらなければならぬ分野、あるいは県、国というふうにそういったさび分けの中でですね、皆が話し合って知恵を絞って活路を見いだすという基本的なものをしっかりととらえていきたいなというふうにも思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

2回目の質問を致します。

先ほど、町長、その譲渡制の個別割当制度、今もう捕ったもん勝ちやもんで。そのために自分らどんどんお金、お金いうかね経費を掛けて捕りよるわけ。ほんで、その結果がもう捕る魚がおらんなってきたがです。ほんで、その譲渡制いうのは、もうある割り当てです。割り当てのトン数で、それで問題は、釣る人今まで現実に釣らん人とおって、釣る人はそんなことやつてもうたら困るがです。さしあたっては、今まで取りたいもんが取れんなるき。ほんで、そこで譲渡制。ほんで結局、割り当て量の余る人がおるもんで、その余った分を自分の割り当てを使う人に譲ると。そうすると、その漁の少ない人もコストなしで、まあ例えば

1,000トンの割り当てで800トンしか捕らざつたら200トン余る。ほしたら200トンをもう枠を取ってしもうた人に、まあそれが1,000万なるか2,000万なるか分かりませんけど譲るという制度です。そうしたら、譲る人もコストなしで、まあ言葉悪いですけど、お金が入るし。そいから譲ってもらう人は、それで1,000万を場合によったら5,000万にもできると、その枠で。いうような制度で。

ほんでも一番問題はねえ、自分まあこれどこともそうですけど、やっぱ国動かしようがはごく一部の人やきね。ほんでも水産行政はね大手の業者です。今よう問題になっちゅう天下り。それこそこの間も問題になっちよった、9月1日に水産会の会長が交代したいうがでね。まあそんな余談になるけど、結局その人らにとつたらね、その個別割当いうことは困るがです。網で取れる、それを今までみたいに捕られんなるき。ほんでも、国も反対のがです、水産庁も。それから漁連、全漁連なんかも反対。自分分からんがよ。ほんでもこの前も自分言った。おまんらそんなこと言いようけど、そのうちもう漁師はどうにもならんなるき、ほいたら組織ばあ残ってよ、漁師はおらんなるき世話ないわいうてね自分言うことやったけどね。まあそういう問題があるがです、この譲渡制にはね。それで、自分これさえやったね先ほどの魚価の問題らもね、自分は解決する思うがです。

これは一次産業の農業にも言えると思うがです。自分らは、えいもんいうたらみんなが作る。そしたら供給過剰になる、ほいたらまた値段ががた落ちなる。それのずうっとの繰り返しだすきね。ほんでも、漁を決められたらね、無駄な取り方せんなってくるき。無駄な取り方しようたらお金にならんき。ただ1つ問題は、そしたら魚価が上がるいう問題が出てきますけどね、自分それはないと思うが。いうことは、自分らがね採算合わすにはね、300円以上の単価がなければいかんがです。ほいたら仲買の人はね、400円で合うがです、これは。ほんでも自分らがなぜその譲渡制とかいうこと言ういうとね、今言う、まあ言葉だしたらいかんけど、ほら気仙沼はね、値段を安うに買うとこやきね、これは。ほんでも、あそこでねなんば自分ら釣った釣つたいうても働きならんかったがです、値段が安いき。値段が安いき、働きならんき、ちっとでもよけ捕ってこないかん。その悪循環をずうっとやりようがやき、そういう部分をないようにするがが、この譲渡制個別割当制度やと自分思うがです。

その魚価を上げるとかね、値打ちを付けるとか、付加価値付けるとか、そんなことせんでもかまんがやき、と自分思うちよう。なんば付加価値付けてもよ、付加価値付いたもんがどんどんどんどん生産され出いたらよ、また値段落ちてしまう。それをずうっと自分らやってきて、自分自身がそれをやってきて、ほんでも自分まあ言葉悪いけどね言うが。自分がずうっと何十年もそれやってきていかんいうがぜよと。今自分それ思いゆうがやいうて。やけんど、なかなか今言う水産庁にしても、自分らの組織の大元いうかね全漁連、高知の漁連にしても、譲渡制は反対言いようがや。まあ、そん中で1つ、自分らの場合は、言うたらまた語弊かも分かりませんけどね、出て行こう思うたら出て行ける。けんどこの土佐湾でよ、操業しようあの小さい船の人はね、出て行こう思うても限られちよるわけよ。

そん中で、そういう条件の中で、今異業種との共同経営いう問題が制度としてある。これはね、漁師がいうがやないが。例えば、あの仲買の人、丘の人がよ漁師と一緒にになって生産してそれを売ろという仕組みのが。それ去年、おとどしからこれありようが、この制度は。高知ら、こんな制度使いよらん。県にしても漁連にしても。けんどもう現実に、あの高知の人ら自分これにも書いちゅうけど、もうひき縄の漁3年やきね、これカツオ。もうカツオ、マグロ当てにしたらいかんがやき、来んなったがやき。いうことで自分、今言うこの異業種との共同事業の問題。そういうことをね、残念なけんどうなりな人が知らんわけよ。こういうことこそ行政がよ、調べていうたらあれやけんど情報集めて、おまんらこれこんあれがあるが、こういう制度利用するよにしたらどうぜよ、いうようなことをね自分せないかんと思うがです。

そういうことで、2問目は今言う、こういうこの漁礁の問題もあります。けんど漁礁もなんぼ自分が言うても聞こうとせん。いや、エビとか何とはやってくれゆう。ほんで、それはそれでねえ感謝するがです。しかし、ほいたら黒潮町の中で、漁業者の中で、建網をしよる人がどればあおるか。自分悪い言うがやないが。それはそれでやってもらわなかんけんど、肝心なよ部分をやらんことには自分いかんように思うもんで、今のその異業種の問題も含めて、それからその漁礁と沖の漁礁の問題ね、それをお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

2回目のご質問に答えを致します。

ちょっと、ご質問の内容が十分理解をできていないかも分かりませんが。異業種との連携といいますか、そういった分野につきましては、建設関係に早くからそういったことが言われております、そういうことを県から関係者につないだりということはありましたけども、漁業の方についてはですね、私の勉強不足で存じませんでした。また、そのへんも勉強をさしていただきたいと思っております。

それから、漁礁等についてですが、明神議員と大変失礼ですけれども、質問がありまたお答えする中でですね、過去数回どうもこの件ではずれが生じております。というのは、まあどうしても費用対効果というようなこともありますて、県や国については、そういうことが立証されない状況の中ではこちらがいくら訴えてもですね、すぐ事業化することにはならないということで、まあとはいながら、何名かは別としてエビ漁をしておる方もいらっしゃる、また沖の中層の漁礁を必要とする方も当然いるわけですので。

そこらへんをですね、先ほども申し上げましたように大変私ども自分の責任といいますか、るべきことを放棄するとかそういう意味では決してありませんけども、漁家、漁業協同組合、そういったところがですね、こういったことのためにこういったことがしたいんやと、こういったことを町の方は支援してほしい、あるいは県や国に訴えてほしいというような、お互いにですね話し合いをして1つまとめた意見としてですね、進めていくというふうにぜひしていただけたらありがたいなあと、率直に思っております。

以上です。

また1つ、この一次産業について、私いつも思うことを簡単に申し上げますと、漁業のこととなるほど深刻な状態というのは、まあ私もそれなりに感じておるところですが。

一次産業の一番、唯一と言っていいほどこうメリットは、まあ農業でも、一定に手を掛けなければ作物は育ちませんけども、まあ今日一定手を掛けねばですね、作物によっては何日間かそのままでも育つという状況があります。それから、山の木もですね、植えて除伐、間伐、そういった手入れをしなければなりませんけども、日ごろはですね太陽と水のおかげですね、勝手に太っていくわけですね。で、魚の場合もこれは海の中で勝手に太っていく。それを捕りに行く手間とコストは掛りますけれども、捕りに行って捕って来たものを売ると。

そこで売る売り方、農業、林業もそうですけど、流通なりその市場というものの価格形成が非常に近年ますいということで、やはり従事者も行政も一緒になって、そういった捕ってきたものが、あるいは当たり前に作ったものが当たり前の値段で売れて、当たり前の生活ができるというような、まあ理想かも分かりませんけども、そういう仕組みに戻すような努力をしなくちゃいかんかなというふうに思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

3回目の質問を。

もう3回目やらんとおろうと思いつたがやったけんど。

まあ、先ほど町長のお話にもあったようにね、今、価格破壊いう問題が出てきちよるわねえ、もうどんどんどんどん物安うなって。ほいたらねえ、合わんなるがよ、作ることがねえ。これねえ大変なことやと思うがやき。これは確かに消費者の立場で考えたら値段が安うなるゆうことありがたいこと。けんど作る方が、合わんなってきちようがやきねえ、これは。これ日本だけの問題やないと思うがよねえ自分。そういう中で、自分らも、先ほど町長の答弁にもあったように売る、売らないかん。けんどね、自分ねもう自分らが今考えようことは戦後のねえ、成長期の中の資本主義、まあ資本主義とか何とかいうたらまたおかしいなるけんどよ、そういう中での考え。もう自分ねえ、それ捨てないかんと思ちよう。自分は、これも個人的なあれになりますけんど、もう30年にね返らないかんと自分思ちようがです、それは。

ほんで自分お願ひしたいがは、うちらの町は一次産業の町で、町長も先ほどおっしゃるように魚にしても山の木にしてもほんまにね、自然が育ててくれるものやきねこれ。それをねえ自分ら生かさないかんと思うが。二次、三次はねえ、の仕事はそうやないがやき、これは。全部へコスト掛けないかんがやきねえ。けんど一次産業はねえ、上手に取り組んだらねえある部分はよ、神さんが惠んでくれようがやきねえ、そこをねえ自分一次産業の町は生かさないかん思うがですけんど。

そのことに町長、どう思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

3回目のご質問にお答えします。

私が答弁でお答えした内容を、またご質問を受けたというような形になりましたけど。

まさに私もそのとおりだと思っておりまして、なぜじゃあその過分なコストを掛けなければ取って来れないのか。また、作れないのか。また、材にできないのか、ということが1つ問題であろうと思います。それでまあ、どうも市場主義といいますか、1990年代の終わりあたりからですね、完全な新自由主義ということで市場にすべてを委ねるということになりましたので、今議員の質問にありました価格破壊っていうようなことがですね、そこに100円のものがあれば、99円のものを世界中から探ってきて横に並べるというようなことで。結果としては、流通業者も、小売店も、生産者も、運ぶ人も、皆もうけが少なくなるわけです。

こういう状況をどうするかということですけれども、まあ我々としては、そういったことにすぐ私の力でどうこうということはなかなかできないわけですけども。今言いましたように、その自然に育つ部分の唯一のメリットを引き出すために、この地域で完結できる地産地消であるとか、流通であるとか、そういったことからですね、やはり取り組んでいかないかんというふうに思ってます。

答えにならないかも分かりませんけど以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君の質問中ですが、この際、10時50分まで休憩致します。

休憩 10時 35分

再開 10時 50分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

質問者、明神照男君。

18番（明神照男君）

それでは、2点目に入りますが。

町長、その1問目のあのはら譲渡制の問題、あつい6月にも出して、その前も聞いてもうちょうがやきよ。ほんと勉強しちょらんきいうようなこと言われたら困るぜよ。いや、あついは困らん、あついは。けんど、うちの町の今考えないかんいうようなこと言うたら生意気かも分からんけど、一次産業の大事なあれやきよ。

（議場よりなにごとか発言あり）

ええ。はい。そのがにおまん、無駄な時間あつい何分も使わないかん。

それじゃ2問目の、この情報産業。

結局今回、まあ民政権が恐らく発足すると思うがで、ほんでそのことで財政の問題に自分は心配があると思うちゅう。そういう中で、今、まあ町長が先頭に立って何がなんでもやるというあのケーブル事業。どうなるろうかというようにまあ自分は自分なりに思うわけです。ほんで、今朝の新聞かどうか、大月町もこの問題で、今言うように自分らあとおんなし取り組みをするというたら16億掛かる。ほんで現在大月町がやりよるがやったら1億ばあでいく。今それを検討しよるいうような話。まあ、そうはいうもんのかなりな町村が、このケーブル事業には取り組んでおります。ほんで、まあ自分言わしてもうたらみんなお金のあるとこよねえおもて思う。いうことが自分らは心配いうかね。

それで、この間は別の形でした。議員評議会では自分道路のことで、まあ、全員協議会の中でお聞きしたら、まあ分からんいうお話をしました。これは、自分思うにね、課長の場合はそれでもかまん思う。これはねえ。けんどねえ、町長が分からんいうようなことじゃ自分いかん思うがやき、これ。本来やつたら課長は、ああいう答弁やつたけど、答弁というかね。自分あの道路のがでほれ、あのお金がどうなるぜよと。それから、政権が代わつたら公共事業らのことともいわれようき、果たして自分は後の工事費、事業費がどうやろかいうことでお聞きしたら、分からんいうねえ。ほんで、なんちゃああつい課長はそれでかまん思う。かまんこともないけどそういう答弁も無理もないと思う、これは。町長がおるがやきねえ。町長がおるに課長がよ、どうなるこうなるいうことは言えんばあ大きな問題やあき。ほんで自分は課長の答弁はそれでかまんと自分は。ただ町長は、それじゃいかん。課長は判断、町長は決断やきね。やるかやらんか、どうせないかんかいう問題の仕事が町長の自分仕事やと思うきよ。ほんで、ここ、これにも書かしてもらうちよるように、まあ政権交代によって一般財政および財源に問題はないかどうか。

それからこのケーブル事業については9月議会に事業計画いうか、報告がある言うたように自分思うですが。

ほんで、その計画がどうか。それからその計画に問題がないかどうか。2点についてお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

明神議員のケーブルテレビにかんするご質問にお答えを致します。

その前に、政権交代によってですね、これから公共事業等がどうなるのか、また当町が抱えておるそういった事業への財政面の影響はどうなのであろうかということで、過日分からんと、私は知りませんという意味で申し上げたのでないことは皆さんも分かっていただけると思いますが。まあ町長の立場としてはですね、そういう不安がありますので国の動きを注視しながらですね、私にできる手は打っていくと。そして、どうしてその事業の予算を確保していくと。これは全く当然のことですので、そういう思いの上でですね、これから

先のことが今のところなかなか確信を持ってですね、確認できないという意味で申し上げたわけでした。

それでは、この情報通信基盤の整備事業についての計画を9月ごろに、9月に示すということでございましたが、先の議員協議会でも申し上げましたように、実施設計が9月のまだもうちょっとかかるということで、実施設計がまだ完全にできていません。それはいろいろな理由がございますけども、総務課長の方ですね、いろんな場面でご説明もさせていただきました。まあそういうことで、今回のこの情報基盤整備につきましても、もうすぐ実施設計ができて、それを基に発注するという段取りにしております。それで、去年度までにですね、基本設計を19年度に行いまして、去年実施設計を発注したわけですけども、これもいろいろ都合が、といいますのは綿密な打ち合わせの上でですね、こういった内容で実施設計をしてほしいということにならなければ業者もできないわけで、そういった調整等に思はん時間もかかりまして、3月13日からの仕事ということになりましたので、これは明許縛りで現在まあ行っておるということになります。

まあこれが出来上がりますと、ただ今3億円と9月補正で2億円のざっと予算を議決をいただいております。それで主に伝送路と申しまして、いわゆるケーブルを電線に電柱に共架しながら引っ張っていくと。これについては当然、NTTの電柱、あるいは四国電力の電柱、また電柱のない所は自前の電柱ということで線を敷設していくわけです。これに、まあ施工監理等々の費用があります。また2次拠点施設ということで、幹線のケーブル網に対して一定の場所に、2次拠点の施設も造ります。それから、あの2億円につきましてもまあ経済危機対策等々でこういう前倒しで、予算化をさせていただいたわけですけども、これも伝送路等々になろうかと思います。

そして22年、来年は、センター設備あるいは受信点設備、送出設備、情報ネットワーク設備、自主放送設備というふうに、まあ放送のですねメインの部分のいろんな施設等々を整備していくということになります。まあ順次、必要に応じて早く急がれる、地デジの関係で急がれるような部分について先にやるというようなことも加えまして、23年度には間に合わさるというふうな計画であります。中身、その他いろいろですね中身等についてはまた、協議会等でも説明をさせていただきましたので、ここでは割愛させていただきます。

それで、この計画についての問題点はあるのかということでございますが。まあ、まず1つは、大きな意味で国の事業の認可をいただいて進めておるわけですけども、先の政権交代によりましてそういうことが順調にいくのかなという心配はしております。ただし、地デジに対応するという大きな使命があっての計画でございますので、総務省もこのことは十分、あるいは農水省も理解をしていただけるものと思っております。また、途中でいろんな問題が生じますれば、直ちにそれに対応するというつもりであります。

また、別の意味で問題、課題として挙げられるのが、これ今までやりとりの中で申し上げておりますように、私たちの方には一定の自信はございますけども、いずれにしても加入促進を図らなければなりません。これに対する個別の、まあ周知を図りながら個別にお願いして回るといった作業が付いて回りますので、こういったことを円滑に進めたいかというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

2回目の質問を致します。

まあこの事業は、まあ自分は初めからも聞いてもらうことで、時代としては、否定するわけにはいかん事業やとは思いますが、果たしてうちらあのような土地で、事業としてやっていけるかどうかいうことが、自分一番まあ懸念というか、することです。

それで、まあ実際にテレビを見るための1,050円の負担がどうなるろうかということを心配せんといかんような、いろいろな問題がこう出てきよると思うがです。そういう中で、今までのよう確かに行政が、町が、本来やつたら住民の皆さんが負担せないかんことやけんど、まあ行政がやろうというような形が取れて、あるときまでは自分取れてきたと思うがです。が、残念なことにはもうねえ、自分それ取れんなってきた思う。自分言うまでもないことやけんど、それで国とこの地方というたら1,000兆に近い借金があるという現実の問題が出てきたときに、どうなるろうかということを思うわけです。

それで、まあこの間の議員協議会中で説明もあったがですが、民間のテレビを見るとしたら。ほんで自分らはあのときは民間いうても、現実問題としてあれはさんさんテレビか、それが見えるか見えんか、ということだけで受け止めた方が多かったと思う。が、現実に、そのさんさんテレビはともかく、この間の説明ではあの朝日テレビの視聴については現在交渉中やと。そして仮に朝日テレビがよしいことになつても、現在の民間の3社の同意が要る。それで一番問題は、そのためには1億4,5千万の、あのときの説明では余分なお金いうようにまあ聞いたがですけれど。そういうようにいろいろ計画外、ほんでまあ今まではなんちゃあやれやれでかまらったと思う。けんど、民間のねえ事業をねえ16億、まあ自分らも16億みたいな高額な仕事、事業あれしたことないき分からんけんどよ。基本設計も将来的な見通しもはっきりせん中でね掛るということ、まあこれは確かに国のこの事業に対する時間的な制約もあったき無理もないとは思うがですけど、そんなことでかまんろうかという気持ちがますます大きくなつて。やることはかまん。けんどそれから後が問題になる、ように自分は思う。

それで、今の、まあ先ほどの答弁にも基本的なもんもまだはっきりしてない、ただ自分らにもううちよう情報では16億余りのお金が掛るということですが、先ほどのあの1億5,000万とか、それからこの議会のあれを放送するになると4,500万いうたかね、そんないろいろな新しい発生する費用が出てくると思うがですが、その点については大体どれくらいの見通し、見込みを持っておりますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ケーブルテレビ事業についての2回目の質問にお答えを致します。

1つは、今の世の中の流れというか、そういうことでやることはまあいいけども、事業として成り立っていくのかというご心配をますます強くされるということでございますが。

まあ、ただテレビにかんしてだけの事業じゃございませんので、何度も申し上げておりますが、いろいろなものを含めております。その中でも、私は昨日も質問の中に出ました、限界集落等々の問題、集落が疲弊を、だんだん疲弊をしていく。そういうことに手をこまねいておることはできないと。この情報格差の解消ということと、そういう通信技術等ネットワークを通じて、限界集落対策等々も新しい展開が見込めるでないかということで、いろんな思いがあつての決断でございました。まあその後、人のせいにするわけじゃないんですけど、県下の各市町村もですねこの重要性にやはり気が付いて、今になってですね次から次へと手を挙げておるという状況がございます。これは、そういう意味ですね、私はかかるべき時期にかかるべき決断をしたというふうに思っております。

お尋ねの区域外再送信、朝日放送系のですね放送が見れるということでございますが。これは当初からオプションで、場合によつたらそういうことができますという説明をしてきたところです。まあこのたび、いろんな立地条件によりまして、かなりの長い距離を線を引かなければならぬと。また、許可等々の問題もありますけども、何よりも1億5千万相当のお金が掛るということで、これにかんしては、今のところその費用対効

果等々考えまして、工事をするつもりはございません。今のところですね。それからほかに、そういう意味でいろいろなオプションがどれぐらい掛かるのかということでございますが、それはまあ何千万とかいうふうなことは最低でも掛かる状況も出てくるんじゃないかと思いますが、我々はその費用対効果と、それからあくまでも 16 億という規模を基準にですね、考えております。これから大きく逸脱するような事業の展開はあり得ないというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

まあ新たな追加の事業費というかね、3,000 万前後と。恐らく、自分はそれじゃあ納まると、自分は思うちょるがですけんど、まあ町長は 3,000 万ぐらいやいうことで。

（議場より声あり）

あ、3 やないしに何千万。

議長（小永正裕君）

先ほど、町長の答弁の中で、3,000 万というふうに明神議員は聞いたようでございますが、文言の確認で何千万というふうなことでございますので。

訂正致します。

18 番（明神照男君）

分かりました。

なんば言うたち町長。ほいたらそれは 1 円でも一緒に。何千万、1,000 万か 9,000 万か。

そんなことあては聞いちょらんけんど、まあそんなこと言いよったちもういかん。

今ねえ自分はねえ、まあ町長もあとみんなやりだしたき、いい決断やったいうようなことの発言があった思うけんどね。思うように自分聞いたがやけんどよ、今こそやめる決断をせないかんときやと、自分は思う、これは。経済がどうなっていくかも分からん、そんなことは当てにならんことやき、そんなこといちいち言うがやないけんどよね。今言うように、何千万もいうような答弁じゃ、はい分かりましたというわけにはいきません。

大体、町長の思いとしたら、その何千万の数字をお願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

何千万というふうに言わざるを得ない理由についてですが。

まず、費用対効果ということで、これはどうしても欲しいねと皆さんおっしゃるような内容のものであればですね、一定の費用は掛けてもオプションとして追加することもあるかも分かりません。それと、ライブカメラのようにですね 100 パーセント制度として国が見てくれる事業もあるかも分かりません。そういうことをいろんな展開を含めてですね、あくまでも 16 億の、町の単純な持ち出しがですね 3 億程度という当初のですね見積もりといいますか、考え方には変わりはございませんけども、そういう状況によってですね、事業総額が変わってくるということは想定できますので、今、何千万だと何百万だとかいうふうなことは申し上げれません。

以上です。

議長（小永正裕君）

3回ですね。

明神照男君。

18番（明神照男君）

その何千万か、掛るか分からん。

自分ねえ、町長の言うことも分からんこともないけんどよ。けんど残念なことにはね、行政やきそれが言えるが。これ民間の事業やったら、絶対そんな考えではやれんことやきねえ。今、費用対効果いう言葉も町長使ったけんどねえ、その言葉にね自分は先に2問のあれやないけんどよ、考えないかんとこがね自分ら出てきた思うがです。確かに費用対効果大事なことや。けんど、それですうっと戦後やってきてどうにもならんなったがやきね。と自分思うちよる。

まあ、そんなことはあれで3問目に入ります。

3問目はその6月議会のときに質問した、あの太陽光発電装置に助成策を。

ほんでこのときに、町長は、まあ自分の記憶いうか、町長はまあ進んだ話にはならず申し訳ない、前向きに考えているという答弁やったと思うがです。それから、米津課長はできないといい答弁やったと思います。

これねえ、よう言われる町長の言うことと課長の言うことが違うということはよ、違うにそれをはい分かりましたいうわけにはいかんきに、もう1回質問します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

太陽光発電にかんするご質問にお答えをします。

前回6月の議会での答弁に、米津課長と私の答弁の内容が違っておったということでございますが。

米津課長は、いろいろ理由を申し上げた上でですね、従いまして、今すぐに町で支援をするということは考えておりませんという答弁を致しました。私の方は、社会情勢いろんな温暖化の問題等々を考えまして、まあ町の方も、条例を実は制定しているわけでして。予算化はしていないわけですけども。そういう状況から考えてですね、まあ米津課長と同じように、今すぐそれを予算をつけてやるというようにはならないけども、前向きには考えて検討していきたいという意味で、そういうことを申し上げました。

まあ内容的にですね、そんなに違ってないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

まあ言葉いうもんはねえ、便利なもんでねえ、けんどお、自分はそう取ったがやきねえ、これは。

課長はできん。町長は前向きに考える。

まあ、県ももう国も、この太陽光発電、現実に温暖化、自分もまあ温暖化が困った困った、何だらかんだらこのままやったら大変なことが出てくるあせんろうかということも、何回か聞いてもらうこともある。

が、あの温暖化そのものは温暖化寒冷化いうたら、温暖化の方が悪いことじゃないがよねえ、歴史から見ても。まあ人間はともかく、地球上の生き物が絶滅したとか、何とかいうあれば寒冷の中で起きちよる。温暖化の問題はいうたら、まあ動物はともかく、植物はどんどんどんどん生育の条件がようなってくる。ほんで食糧の問題は出てこんいうがが今までの歴史の中の。ただ、けんどこれからはどうなるか分からんということは、あんまりにも人間が悪いことしよるきいうことやと思うがです。

そういうことで、そうしたら町長がおっしゃる条例の改正もある。すぐにはできん。そしたら、基本的にできるがかできんがか、やるがかやらんがか。やるとしたら、いつまでにやろと思ういうことをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再度お答えを致します。

物事によっては、一定の時間もかけて慎重に対応しなければならないことも当然あろうかと思います。私は、このたびの太陽光発電のことについてはですね、まあ普通の家で4キロワット程度が標準だというふうにお伺いしております。これでまあ4、50万程度費用でキロワット当たりですねえ。そしたらまあ最低でも200万とか300万というような話になります。それで、ペイできるのが損益分岐点がまあ15年程度。耐久耐用年数が30年程度。これも大体の話ですので。まあ仮に250万なら250万掛けて15年でペイできるというような状況です。それでまあ町の方は75万円を補助すると。それから財団NEDO（ネド）の方から25万の補助というようなことが今までの状況でした。今回またマニフェストの関係等々ですね、もっと踏み込んだ対応が国の方でも考えているようです。

それで、そういう状況とその75万というものに対してですね、どうも私の思うのにこれを家に、新築の機会、あるいは既存の住宅にしろですね取り付けるとすれば、だいぶ余裕のある人じや、結果的にですね。町内で考えたら、そういうことになろうかと思います。そういうもののやろうとすることは素晴らしいことであっても、そういう余裕のある方に75万円を町費で補助するという状況では、黒潮町としては今ないんじやないかなと。

ですから、今後のですね国の対応、あるいはその条例のうたわれておる金額等々をいろいろ考慮してですね、もうちょっと時間かけて検討したいということでございますので、よろしくお願ひを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

（議場より何事か発言あり）

明神照男君。

18番（明神照男君）

前回もまあ町長、今の答弁にあったように、まあその財政の問題。やれる人に助成する、そしたらやれん人はいう問題は出てきます、これはね。が、そのやれん人に、やれるようにするががね自分はね行政の仕事やと思うがです。

話変わりますけんど、この前もまあ自分ら漁業関係でねえ、いろいろ制度がある。ほいたらその制度利用したね、北海道の本間さんという方がねやった。ほいたらその制度はよ、その制度を使わんでもかまん人しか使えんが。ほんとにその制度使いたい人にはね、使えんがやき、現実問題として。

今、町長おっしゃるように仮にこのソーラーに助成すると。設置に助成すると。今までの考え方やったらよ、町長がおっしゃるようによね余裕のある人、4キロで、まあ4、5キロのあれで200万前後。なかなか、今の厳しいときにそういう出費は骨が折れる。普通の人はね。けんど、余裕のある人はそれができる。けんどこの制度作ったち、そんな人しか使えんき、まあいうたらこんな制度は意味がないという考え方もあると思う。けんど自分ね、そこからが行政の仕事やと思うがやき、これは。使えん人が使えるような仕組みの制度をよ、つくるがが、まあ行政だけやない自分らも含めてやけんどよね、自分、仕事やと思うがです、これは。

ほんで、先にも自分ちょっとと言わしてもうしたことやけんど、確かにまあ温暖化、温暖化で怖じることもな

いいうあの武田さんという方からはねえ、ゆいよるがよねえ。話聞いたら、なるほどと思うとこもある。けんど、現実にいろいろな問題が。

話また変わりますけんど、昨日も同僚議員、漁業の問題で二酸化炭素がどんどんどんどん海へ溶けようと。それで海が酸性化して、植物性プランクトンが歟目になりよう。これ10年で20パーセント南の海じゃあ、もうそれがおらん、絶滅しちょうがやきねえ。ほんで昨日も後でエビの漁礁らもやりよる。やりよるけんど、残念なことにはよ、海そのものがもう魚類が生きていけん海になってきよう問題が現実にはあるわけ。

そこで、やっぱ温暖化の問題。そしたらこの太陽光にしても風力にしても、まあそりやわざかなもんかも分からんけんど、けんど自分らがこうやって電気使いよう。今やったらよね、まあうちらの場合水力もいくらか、自分もよう、あこの佐賀の発電所の電気がどこへ行きようか分からんけんどよ。伊方の原子力の電気らも。原子力は確かに温暖化に問題はないけんど、あれを処分する、処理せないかんなったとき、それから仮にまあそんなこともないと思うけんど、大きな地震とかなったとき、もしそのことであそこの伊方の原子力が損壊、破壊してよねえいうようなたら大変な問題があると思うが。そういうことのためにも確かに費用対効果でいうことも考えないかんけんど、その基準はどこへ持っていくかいうことが問われるがが自分は政治やと思うが。

議長（小永正裕君）

残り1分になりました。

18番（明神照男君）

はい。目の前ではマイナスやということかも分からんけど。今自分言わしてもらうがはよね、もう自分ら、自分もううちの会社朝礼でも言うが。おんちゃん、もう後10年も生きるかどうか分からんいうて。けんどおまんらは、まだ30年も50年も生ないかんがやきいうてねえ。そのことを基準にして考えたらどうなるかいうとも自分ね、大事なことやと思うがです。そういうことで自分はこの助成策もよ、確かにお金の問題もあるきに、町長がおっしゃるように要綱も変えないかん、何だらかんだらせないかんいうことも分かります。けんど、それでかまんかよと。そんなこと基準にしてかまん問題かよいうことを自分は聞きよるわけで。

そのことをもう1回お聞きして。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

明神議員の最後のご質問にお答えを致します。

地球温暖化の問題がですね、学者によってはいろいろな意見もあるようすけども、私は行政を預かる者として、少なくともおととしでしたか、IPCC気候変動に関する政府間パネルという会議で、この時点をもってですね、世界的あるいは人類的に認知されたというふうに行政としては考えるべきだということがまず基準です。そこからこっちですね、それまでもそうだったと思いますけども、行政としてできることはその関係ですね取り組んでいかなきゃならないという思いでおります。

が、この太陽光パネルについてはですね、少なくとも日本全体で取り組むという考え方の上ではですね、もっともっとその補助金だけじゃなくって、そのできた電気の買い上げですね。この単価等々、そういった条件整備がですね、間もなくできるんじやないか思っていますので。私は、少しでも早くそういったことに取り掛からなきゃならないとは思いますけども、そういった黒潮町内での負担の問題等々と、そういった国レベルのですね対応を合わせてですね、近い将来そういった対応も具体的になってくるんじやないかというふうに思っております。

すぐに取り掛かることはちょっとできません。

以上です。

18番（明神照男君）

はい、分かりました。

もう時間あれやきに。

町長もおっしゃるように、確かに国もそういう制度をねえ変えていきよるきに。やけんどね、自分一番大事なことはね、ああ損したことやらないかんと思うがです。損したることは、自分がやったことがええことやきねえ、ほんでみんなが後からやるがやき。

これで終わります。

議長（小永正裕君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休憩 11時 31分

再開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

宮地葉子さん。

3番（宮地葉子さん）

通告書に基づきまして質問をします。

ちょっと冷房でのどを少し痛めがちですので声が通らないところがあるかもしれません、お許し願いたいと思います。

今回2点を出しておりますが、1点目、集落営農支援策を問うというところです。

8月にですね浜の宮部落で、集落営農についての説明会がありまして、私自身は農業従事者ではないんですけども、宮地のうちは農家ですし、少しばかりの田畠もありますので参加をして話を聞きました。

もう国の農業政策は日本中の農業を疲弊させ、農家で食べていくことが難しくなった今、後継者も育たず、耕作放棄地も出て、ほんとに憂うべき事態になっております。その中でも農家の方は何とかしてお米を作りたい、農業を守りたいという、そういう声もここに行ったときにね聞こえてきたんです。私もこの支援策をかじったぐらいですけど、その中で、何とかならないかなあとと思って聞いておりました。それで今回、この質問の中に取り入れたんです。

近年の農業の衰退は、農業従事者でなくとも、日本人なら誰でも心が痛む状況です。なぜなら日本人というのはもう二千年も前から、弥生の時代から、お米を作り始めた農耕民族ですよね。日本の国の基礎は米作り、水田、稻作から始まっています。稻作は国に富を生み、日本人の主食として私たちの健康と、豊かな文化と、美しい景観などをつくり上げてきました。日本人の原点は、水田、稻作から始まっていると思います。しかし、今、この原点が根底から弱り、腐りかけ、力を失いかけていると思います。

食料自給率は、1960年代では70パーセントを超えていたのに、今では40パーセントにまで低下しております。これは先進国では最下位に近い数字だと思います。農業の衰退が始まったのは、政府の食料輸入自由化政策、正式名称はこんなもんだったと思いますけど、それによって、農産物の輸入自由化が始まった。それに端を発しております。

そのことによって、農産物、特に米価が下がり始めてきたこと。安い輸入農産物にどんどん押されて、農家はほんとにそれ以来悲鳴を上げるようになってきましたけど、政府の減反政策も始まりました。世界では食料不足であっても米どころ日本では減反が推し進められ、青い稻穂を刈り取る農家のニュースを見たときにはほんとに心が痛みました。

今回、民主党政権に代わりますけども、民主党もマニフェストの中に、FTA、アメリカとの自由貿易協定を締結するというふうに書いてありますし、選挙中に有権者、特に農業関係者からの猛反発を受けて、その締結という内容を少し改めた経過がありました。でも、基本的な線は変わらないと思いますので、今後どういうふうになるかは見ていかなきゃならないと思います。

これまでの国の農業政策による農業の衰退は、農業国なのにお米を作っても、お米の値段がどんどん安くなり農業では食べていけなくなったことです。食べていいけないので、地方から若者が出ていって後継者が育たず、跡継ぎがいないために耕作放棄地はどんどん増えて、苦労して先祖が切り開いた田畠は徐々に、まあイノシシのすみかにもなるという、原野に戻りつつあります。

私は国に対して、特に政権が民主党に代わりましたので、食料自給率を上げるためにも、農業で、米作りで食べていくよう、そういう農業政策をとるように、地方からも声を擧げていく必要があると思います。日本の農業を守ることは、イコール、地方を再生させる一番の近道だと思っております。しかし、地方は待たなしだす。国の農業政策の転換を求めつつも、現実問題としてはそれ有待っている余裕はありません。切羽詰まつた段階まで来ています。

そんな現状を開拓する一つとして、今回、集落営農についての説明を聞きに行つたんですけど、そのときに頂いた、こうパンフレットなんですが、ここにですね、皆さんの集落ではこんなことで困ったいませんか、ということが書かれてありますし、自分で作れん田んぼを貸したいけど借り手がおらん。または、機械代が高くて、新しい機械を買いたいけどどう買わん。耕作放棄地が増えて集落の活気が失われてきよう。または、施設園芸に集中したいけど、水稻の作業を委託したいが誰かおらんろか。というような、農家の困ったことを挙げまして、集落営農をやつたらいろいろこういうことが解決できますよというようなことをお話し頂いたと思います。

それで今回第1問目にですね、この集落営農支援策というのは、どういうものなのかもう少しお聞きしたいなあと思います。

それからですね、これには補助があると聞いておりますが、補助を受けるとなりますと、まあいろいろ条件が普通の場合はあって、高齢者がそういう手続きするのに面倒でなかなか補助が受けられないというようなことはないか。その点もちょっとお聞きします。

まず1点目、お願いします。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

それでは、集落営農支援事業等についてお答え致します。

当町の農業についても、全国的な状況と同じように、個々の農家の取り組みだけでは地域の農業や集落を維持できない状況となっております。

このため、担い手への農地の集積が難しい地域や小規模な農家、そして、兼業農家が多い地域において、集落の合意のもとに、作業の受委託や農業機械の共同利用などを行うなど、集落営農を推進することで機械等への過剰投資を避け、効率的な生産体制の確立や、農地の有効利用を図り、地域の活性化を目指してゆくもので

す。

集落での協議と致しましては、集落内の耕作放棄地への対応や、農作業を誰に委託するか、機械の購入方法や、集落内の担い手の育成等を話し合ってもらいます。

事業推進に当たりまして、集落内の担い手の有無や機械の保有状況、農地の利用状況等について調査を行うとともに、協議等の、これは集落内での協議ですけど、協議等の結果から、集落の実態や意向の把握を致しまして、集落の将来の見通しを立てまして、目指す集落の姿について集落と合意を得ることになっております。その後で、事業を進めていきます。

そして、農作業の受託希望やオペレーターを明確にして、営農計画や規約を作成後、総会を開催して組織の設立となります。また、組織設立に向けては、言葉や説明書では分からぬ部分もあるかと思いますので、先進的な集落営農組織への視察等も行ってまいります。こうして、設立された集落営農組織に対して町の方から、まあ県もそうですけど、そっから補助金が出ることになります。

ただ今、その集落営農でやっております事業と致しましては、平成 20 年度から平成 22 年度となっておりまます、期間的に。で、主な事業種目と致しましては、基盤整備事業、まあ狭地直しとかそういうとこですけど、それから農業用機械や施設の整備事業、機械施設等のレンタル事業などとなっております。

現在の実施状況は、大方地域 3 集落、佐賀地域 2 集落の 5 集落となっております。過去に行った同様な事業がありまして、それを加えますと、大方地域 5 集落、佐賀地域 4 集落の 9 集落となっております。

今後の事業導入に対しましての取り組みと致しましては、事業年度が平成 22 年度までの限られた年度でございますので、その後の継続についてはまだ確定されていない状況であります。よって、当事業の目的達成に向けて、県へ事業存続の働き掛けをしてゆきたいと思っております。

それと、先ほど最後にありましたけど、そういう組織を設立すると、必ず補助金が下りるようになります。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

今、これは 22 年度までの事業ですのでね、たった 3 年間ぐらいで、まあどこまでできるかということが一つの問題になってくるとは思うんですけども、まあ補助金の手続きも一つの組織がやるということでしたので、そんなに個人がやるわけでなければできるかとは思いますが。あの素人の考えでいきますとね、この、機械を共同で使うとか、それから誰かがまあ、あっちの畠をやってやるとかいう話で、その機械を農家が買ったときに、1 年間にやっぱあ 2 日か 3 日しか使わない機械がある。どうして共同で使わないんだろうっていうのをもうずうっと以前から、私たちまあ素人ですよ、は、そういう話は出ていましたけど。今回も今聞いてました。これもある。ね、共同で使うということも。そういうことができれば、私はまあ農家の経費を減らしていくのにほんといいんじゃないかなと思いますけど。それは今のこの話ですと、一つの組織をつくらない限り補助金も下りてこないし、これ自体が進まない。まあ、いろんな枠があるのかどうか、ちょっと今聞いていただけでは分かりづらかったんですけども、実際に佐賀の方でまあ進んでるというとこがありましたので、その実例もお聞きしたいのとですね。これは米作りにどこまで役立つかなあというのが、まだ、今聞いていただけではちょっと分からなかったんですが、この黒潮町の米作り、私、今回聞いたかったのは、米作りにどれだけ影響してくるか、大きな力にならないかなと思って、まあお聞きした段階だったんですけど。

この集落営農行ったときにももらったパンフレット、資料ですけどね、黒潮町の農業の現状という資料を頂きましたら、黒潮町における農業の位置付けという所で、黒潮町の総世帯数ですね、総世帯数に占める農家の世帯数は 19.2 パーセント、約 2 割の方が農家の世帯数なんですね。これは幡多郡では、三原村に次いで多いとこな

んだそうです。で、就業人口に占める農業の就業人口の割合は、全体の働いてる人口から占める農業の人口割合は17パーセント、これも約2割弱ということでは、農業人口はまだまだ黒潮町では多いと思うんです。

それから、農業産出額の内訳というのかありますて、じゃあ農業をやってる方が何を一番出荷して利益を得てるか、利益といいますか、まあお金に換えてるかという点では、野菜が56パーセント、野菜が一番多いんですね。幡多地域では野菜の農業生産額の割合が最も高い地域だ。お米は、野菜56パーセントに代えて14パーセントなんですね。じゃあ、作付面積ですけど、作付面積はどうかといいますと、全体で71パーセントが水稻だそうです。稻ですね。そういう資料を頂きました。ですから黒潮町では、稻は作ってるけど、自分たちが食べるものとかそういうところには多くて、出荷してる農業産出額としては野菜が多い。でも稻を作ってるという状況が、こう出てると思うんです。

それで、この会に行ったときにですねお聞きしたのはですね、米を作ってもうほんとに食べていいけれど、けんど米作りたいんだって言ってました。私、ほんとにそうじゃないかなと思うんです。私の隣の席が田辺議員ですけど、田辺議員も農業なさってるのでちょっとお聞きしましたらですね、お米を作ってるのにまあ今更畑なんかに変えられんと、これは私、実態だと思うんですね。それで本当は、地方が再生するにも、農家が生き生きするにも、農業国であるお米がね、作って食べていいけれど、国がそういう政策を変えない限りなかなかいきませんけども、先ほど言ったように。こういう方法がとれない限りは、一つのこの集落営農というのも、まあ大きな支援策だと思うんですよね。

それで、まあ素人考えからやりましたら、なかなかいい政策だからすぐ進むものかなあとthoughtしたら、もう10年ぐらい前からやってて、まあなかなかこう実を結んでない面もあると思うんですが、その現実にですね、やっぱりいろいろと問題点というか難しい面があると思うんですが、そういうところはどのようにお考えですか。

そして、それに対して、まあ町もさらには考えてると思うんですが、そういうところを教えてください。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

再質問にお答え致します。

最初にありました、現在、佐賀で行ってるところの米・米クラブということ、荷稻にあるんですけど、そこは人数は、すいませんが確かめておりません。多分4、5人だったと思うんですけど。ほんで実際ですね、この事業するのに、営農組織はですね3名以上だったら認められることになっております。

それで今から、やっぱり米作りたいけどという話だったんですけど、やっぱあこう考えられることですね、高齢にはなっているけれども、まだまだ自分でできるという方がいるんじゃないかなと思います。そして特にですね、稻刈りがですね夏場になりますね非常に不安定な時期ですよね、そのときに自分が持ってる機械であれば、まだ動けるうちは自分で思うときに刈れると、そういうところもあるんではないかと思います。

そして、先ほど言いました機械ですけど、機械がまだ動いてる状態、動かける状態にありますので、それから今度、買い替えとかになった場合ですね、はて、どうしょうかということになると思うんです。まあそのへんが切羽詰まってないんじゃないかなということも考えられます。

ほんでやっぱり、それでやっぱりいろんなこと考えまして、一番最終的にはですね、昔からやっておりました結（ゆ）いですかね、結（ゆ）いとかいってるもんは田植えなんかも一緒にやってたんですけど、そういうところが、いえまあの何ていうかな、販売業者というんですかね、その方の戦術に負けまして、競争として、勝手にどんどんもう、あこへ機械買った、ここへ機械買いたいうような感じで、機械の導入の方に何か高度成

長期に併せて負けた部分が、その、が残っていて、みんながすべての機械で、多分1軒のうちが5、600万ぐらいのすべてのね機械を持ってると思うんですよね。だから、それがまだ使えるうちはなかなか一緒にやろうというところまでできないんじゃないかなと思われます。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

今の課長のお話ですと、まだまだ頑張ってる高齢者の方がいらして、一緒にやるというところへ行き着いてないと言わされましたけど、まあ耕作放棄地はどんどん増えてますよね。そういう点では、もう一步踏み込んだ何かないのかなあと思いますけど、まあ、この集落営農のあれだけでは難しいんでしょうかね、今のお話聞きますとそうでしたけど。耕作放棄地をもう何とかするというのは、これあったように思うんですけどね。そういうふうにして、まあ国に政策を求めていきながら、できる範囲でまあ稻を作っていく、農業を守っていくということが、地方にはほんとぎりぎりの線ではないなかと思うんですけどね。

で、3問目ですが、そういうわけで、まあお米を作ってもなかなか利益にならないんですけど、私は一つの町の支援の策としてですね、学校給食で黒潮町のお米を全部使うと。そういうことができないかなあと、常々前からまあ言ってはおりましたし、思ってるんです。で、今回、小学校の学校給食の検討委員会もまあ再開されるというような、予算に計上もされておりましたし、佐賀の方に行ったときには確かですね、高知県の米は使ってるけども、黒潮町だけとはもちろん限らなかったと思うんです。

というのがですね、学校給食となりましたら安定供給が必要ですので、なかなかすっと決まるもんじゃないと思うんです。それでも1つの先進例がありまして、私が何度もここで言ってきましたけど、あの有名な南国市の給食ですけども、その南国市の給食は当時の教育長さんが外を見て、たわわに実ったこの稻穂を見てですね、この米をなんとか利用できないかということで、炊飯器を教室に持ってきて教室で炊いたね、そういう全国的に有名な学校給食にまで、いろんな努力をされてこぎ着けたと。今ではほんとに学校給食を代表する学校になりましたけど。

そこまでいったのは、南国市のお米、棚田なんだそうですね。それへ作るのが、ほんとに高齢化して大変なんだけど、子どもたちが食べる米だから一生懸命作りたいという、耕作者の写真付きで以前ここでも話したように思うんですけど。そういうですね、地域との協力。学校や、まあJAともかなり話をしたというふうにありましたけど、そういうふうにしてこぎ着けたそうなんです。

で、いろんな課題がありますけど、ひとえにですね、それを実現されたのは、教育長の熱意だったそうですね。それで、この黒潮町でも何とかそういう方法は取れないものか、教育長のこう熱意の程はいかがなもんかと思いまして、最後に3問目、質問致します。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

3回目の質問にお答えをしたいと思います。

今、学校給食の方で米について、黒潮町内の米を使ったらどうかということでございますが、私も、この学校給食が始まるときにですね、米とは限らず、材料については、できることならすべて町内のものを使ってほしいというふうなことで検討もしたことあります。

佐賀の状況を見てみましても、かなりの部分で県内のものを使っているということも聞いておりましたので、

何とかして学校給食が拡大をしていくという中で、できることなら黒潮町内のものを使ってほしいということで検討もしたわけですけれども、ここに一つ、まあ課題があるわけですね。これは何かといいますと、安定をした供給ができるかということが最大の課題であります。毎朝8時には材料がきちんとそろわなければ学校に給食ができないというふうなこともありますし、その供給をですねできないかということで、まあ検討委員会のメンバーの中にJAの職員さんも入ってくれておりますし、その方の意見も聞きながら検討を現在もしているところです。

まあすべて南国市のようにはいかどうか分かりませんけれども、南国市の場合には自校方式ということになつておりますし、すべての学校にですね炊飯器を備えて、そこでご飯を炊くというふうな方式ですけれども。現在、本町の場合にはセンター方式でございまして、センターの方で賄つていると。そういうことから供給に非常にまあ課題を感じているというふうな状況でございます。

ちなみに、先ほど宮地議員も言われましたように、県内のですね米を、うちの学校給食には100パーセント使用をおるところでございますが、先ほども言いましたような課題もあって、町内の米ということにはすべてはなつております。今後まあ小学校に拡大もしていくわけでございますが、その拡大をしていく中で、先ほど言いましたこの課題と一緒にになってですね検討しながら、できることなら少しでも町内のものを使用していきたいということは今でも私は考えておりますので、今後もそのような方向で取り組みをしていきたいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

まあ学校給食で使う場合にはほんとに安定供給が必要ですから、そこに教育長のね並々ならぬ決意と、まあ皆さんのご協力というのが必要だと思うんです。ぜひ頑張って、時間はかかるかもしれませんけどやっていたいきたいと、そのように思っております。

2番目に移ります。

人権と名の付く町のさまざまな取り組みについて問うということです。

町は、人権と名前の付く研修や催しなどさまざまな取り組みを行っています。女性泊まりあい、大方人権まつり、黒潮町人権教育研究大会、などなどあります。人権とは、大変広い、奥の深い、大きな内容を含んでいますし、私がここで述べるべき内容でもありませんが、人が人として生きる、生まれながらにして誰でもが持っている権利ということでは、誰であっても、いつでもどこでも口にしていい、一番身近な権利ではないかと思います。子どものときから人権について正しい知識を身に付けることは大事なことだと考えます。

歴史的には人権はまだまだ新しい権利で、民主主義の世の中になつて初めて認められた権利です。昔のですね武士は、天下を取っていたその封建社会では、人権というものは認められておりませんでした。主君の存在が絶対で、主君の一言でまあ命も捨てなくてはならなかつたしですね、庶民が御上にものを言うことはもう命懸けでしたよね。庶民は生きるためにぎりぎりのところで、ただ我慢をするしか生き延びるすべがない、そういう時代だったと思います。

でも、今は違います。戦後、平和憲法が成立し、憲法に基本的人権が盛り込まれ、主権在民、国民が主人公の世の中になりました。人権が世界的にも声高に唱えられ、国連でも人権にかんする問題が大きく取り上げられております。こんな時代だからこそ人権について学ぶ必要性は大きいにあると思いますし、大事なことだと思います。

しかし、町の行っている人権と名の付いた研修や催しが、人が人として持っている生きる権利としての憲法

にうたわれている基本的人権という、人権本来の深くて広い意味をとらえた研修になっているのでしょうか。私は残念ながら、一部分だけを強調した、人権の意味を矮小（わいしょく）化した人権集会になっているんじゃないかなと思っております。なぜなら、これらの研修や催しは、ほとんどが同和問題を中心に据え、人権イコール同和問題、人権イコール差別問題とした内容になっているからです。まあこの点は、以前から私が議会で質問を繰り返してきたことですけど。

人権研修の名前をもちながら、中身は同和研修。そのいい例、分かりやすい例が、女性泊まりあいです。この会の正式名称は、女性泊まりあい人権教育研修会というものです。私は以前から、時代遅れのこの会はやめるように何度も言ってきましたと思います。この研修に参加した人たちは、たくさん今までに歴史がありますからありますけど、その人たちからの声はですね往々にして、もう参加しても最初に結論ありきで何を言っても通じんかったと、まあ二度と行きたくないという声がほんとに多いです。また、その参加者を集める役員さんですけど、これは大方の地区内の役員さんなんですが、その方はですね、その参加者を集めるのに僕は苦労してると、もうこんな会はやめてもらいたい、こんなどこにお金を使うべきじゃないというのを言っておられました。実際ですね大方の地区内の、佐賀じゃなくて大方ですね、大方の地区内の方の一般参加者、これ資料もらいましたけど、一般参加者は、2007年には3人、2008年には1人、今年は2人と、数字の上にも表れております。

女性泊まりあいは1974年、昭和49年に始まり、地区内と地区外の女性が1泊して同じ釜の飯を食べる、そういう交流を図るという取り組みでした。これは当時としては一定の成果があったと思います。しかし時代も変わり、40年近くたった今は当時とは随分状況が違っています。部落差別の状況もあらゆる方面で違ってきたと思います。住環境も良くなり、就職や進学差別もほぼ解消され、結婚についても昔とは各段の意識の違いが出ています。これら多くの住民の共通認識としてとらえても間違いないと思います。住民の中で、部落差別が40年前と全然変わってないと、全く変わってないという方はまずいないんじゃないかなと言っても過言ではないと思います。徐々に変わってきてるというのが共通認識だろうと、私は思います。

しかし、町が行っているこの女性泊まりあいは、37年前とほとんど変わってないんじゃないでしょうか。当初の目的を持った取り組みを進めているように私には思えます。依然として内容は、部落差別がある、部落差別があると、それを強調した研修内容になってないでしょうか。

ここにですね、女性泊まりあいで今年使われた資料というのを頂いてきておりますが、2009年度第37回黒潮町女性泊まりあい人権教育研修会のしおりというのを頂いてきました。班会でこの中の、班別会ですね、で話し合ってほしいことというのを書いてありますけど。皆さんのが集まってこう、分かれて話し合いをするようなんですが、そこで話し合ってほしいことというのにですね。

1日目、最初の日ですね、泊まりあいですか、泊まりますので。1日目、自己紹介の中で3つありますね、まあ、あなたのことを自己紹介してくださいと、その中に、あなたと部落差別との出会いを教えてください、なってます。

2つ目、体験発表と講演の感想などを聞かしてくださいというので、特に学んだのを教えてくださいとか書かれた後に、また、あなたの周りにある人権課題、特に部落問題と何かつながることはありましたか、あります。

3点目、あなたが部落問題と出会って思ったこと、感じたことを教えてください。

4点目、現在、部落差別がどんなところに残ってると思いますか、あなたが日常生活で体験したことや聞いたことなどを教えてください。

1日目ですね、班別会で話し合ってほしいことはこういう内容になっております。

2日目ですけど、2日目のときも1、2、3でありますて、昨日、各部屋でどんな話をしましたかとかいうふうなこともあります、3点目にですね、あなたは今回の研修を受けて何か行動が起こせそうですか、部落差別をなくするために、家庭、職場、地域であなたにできることはありますかという問い合わせがあります。

これは、女性泊まりあい人権教育集会と、人権教育集会と名前が付いておりますが、内容は同和問題の研修そのものだと思います。この会が始まった当初の名称は、婦人泊まりあい同和教育研修会でしたが、この名前の方が内容を正確に表していると思います。しかしですね、今は全国的に同和を隠して人権に衣替えしています。人権を隠れみのにして同和を隠し、同和を残すことが全国的に行われているやり方です。この女性泊まりあいが示しているように、町が行う人権と付く研修会や催し物も、例に漏れずこの方法を取っていると思います。

それではまず1回目の質問を行いますが、3点ありますけど、まず1点目にですね、高知県内で黒潮町以外、女性泊まりあいを今も続けている自治体がありましたら教えてください。

2点目、これからも女性泊まりあいを続けるつもりですか。もういいかげん、このへんでやめませんか。もし続けるなら、その理由を簡単にお答えください。

3点目、この女性泊まりあいの内容は、人権研修ではなく同和研修だということを認めますか。認めるならその理由を、認めないとしたらその理由を簡単にお願いします。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

宮地議員の第2問目のご質問、人権と付く町のさまざまな取り組みについて問う、についてお答えを致します。

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法において法の下の平等および基本的人権の保障について定められております。

本町においては2007年4月に、黒潮町人権施策推進基本方針を策定し、人権尊重のまちづくりを推進しており、人権関係部署が連携を図りながら互いに人間の尊厳や権利を尊び、安心して生き生きと暮らしていく地域社会の実現を目指すために、人権文化のまちづくりの取り組みを進めています。しかし現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人など、さまざまな分野において人権侵害の問題が依然として存在しております。そのため、これらの問題の早期解決を図るため、町としてはさまざまな事業を実施して取り組んでいるところです。

ご質問で、まあ人が人として本来持っている権利を正しく反映しているだろうか、とのことです、まあそれができない現実があるからこそ、まあ本来持っている権利を実現するために、町としては啓発事業を実施しているところです。

それから、ご質問の県内での状況ですが、県内での女性泊まりあい人権研修会の実施状況ですが、県の主管課に問い合わせしたところ、平成19年度以降実施している市町村はないということです。まあ黒潮町のみということです。それ以前のまあ資料については、県の書類の保存期限がありまして、大体1年でまあ破棄しているようです。まあまたまあ今回は19年度以降の分があったということで、こういうことで情報を得ることができました。

それと2点目の、続けるつもりかですが。この研修はまあ他の市町村が実施していないのにと、まあ言われるわけですが、この女性泊まりあい人権教育研修事業は、まあ合併前の佐賀町にしましても、大方町にしまし

ても、昭和40年代の後半から取り組まれている人権教育研修事業でありまして、発足当時は同和問題解決のために被差別地域の方々を交え、町の婦人会の呼び掛けで立ち上がった事業でありまして、以来30年余りにわたり、たゆまず継続されてきた本町のまあオリジナルの同和問題解消のための教育研修事業であります。

平成20年度、昨年度になりますけれど、県内のまあ同和問題に係る差別事象の発生件数、69件発生しております。学校関係15件、学校以外でまあ54件となっております。そういうことでまあ、このような状況ですね。それと幡多地域では昨年、四万十市内の事業所で、まあ本町の地区名を出した発言も発生しております。まあこのような状況からですね、まだまだ同和問題が解決している状況との認識には立てない状況がございまして、今後の取り組みのまあ必要性を考えておるところです。

それと3点目ですが、3点目は何かやったかな。

(宮地議員より「人権研修を同和研修と認めますか」との発言あり)

泊まりあい研修ですが、これはまあ人権研修、まあすべての人権をやっておるわけですけど、まあ同和問題を中心にさまざまな人権問題にまあ取り組んでいますので、同和問題を中心としたまあ人権研修会ということでやっております。まあ認めるか、認めんかやけんど、まあ同和問題はですね人権問題の中の一つでありますので、ということでお願いします。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

もう女性泊まりあいですね、まあ課長の答弁もまあ苦しそうでかわいそうですね、聞いてるとね。もう高知県ではその書類もないと、たまたま残ってたけど、もう県内ではついに黒潮町だけになってしまいましたね。これ、佐賀の話も出ましたけど、佐賀はね課長、やめてたんですよ。大方と合併して、また始まっちゃったんですけどね。ですから、まあ続けてるところっていうのは、旧大方町だけですわ。今、佐賀が交じりましたけどね。進みゆく時代に目を向けないこの町の愚かさは、ほとんどの町民はあきれ返ることだと思います。今からでも遅くないですから、1日でも早くこんな取り組みとおさらばすることを求めます。

この取り組みですね、今はまあ課長のお話を聞いてましても、もう同和問題解消に向けてというふうに言葉にあったように、これはもう同和問題の研修そのものですので、私はやめる理由はもうほんとにあると思うんですけども、なかなか黒潮町だけやめられない、それは何らかの圧力というのが、どんな圧力か分かりませんけども、見えない圧力というものがあるんでしょうか。どんな圧力があっても女性泊まりあいを中止すれば、後ろで圧倒的な町民が町長の英断を支持するでしょう。拍手を送るでしょう。恐れることは何もないと思います。自信を持って決断していただきたいと、やめる決断をしていただきたいと、私は思います。

話を先に進めますけども、先ほども述べましたが、町の人権と名前の付く取り組みは同和問題が中心になっていますよね。これ自体は大変大きな問題ですけども、もう1点見逃してはならない重要な問題があると思うんです。

町が出した催しの案内ですけども、今日ですね、たまたまですね、もうちょっと進めましょうか。

町が出した催しの案内ですが、人権という問題を、まあ部落差別とか、人種差別とか、女性差別、障がい者差別とか、差別問題にこう区切つてといいますか、限定してのようなふうに取れます。それはですね、ここへは町が出了チラシですけど、黒潮町人権教育研究大会。ここに書かれてあるのはですね、差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しようと。またですね、まあここには差別の現実からと、人権問題を差別問題というふうにとらえてるという一つの表れとして、私、例として出してるんですけど。

今月号の広報ですね、広報の黒潮町人権教育推進講座受講生を募集しますというのが、ちょうどけさ見たら

座席に配られておりましたけども、これはどういう内容でやるかといいましたら、ここに、広報の中に書かれてあるのは、差別のない明るい黒潮町を目指して、地域ぐるみの人権教育をどうぞと書いてありますね。それで中身はどういうことかといいましたら、第1講座、ここにありますから皆さん見てくれたら分かりますけど、人権同和教育入門、歴史について学ぼうと。第2講座、差別の現状について。差別は今もあるのかというのが、あとは3、4、5とありますが。まず一番最初に同和問題、それから差別問題。でも、これもありますが、必ず差別が差別か出てきます。

私は一昨日ですが、これらに書かれてあることもさるものですが、村越議員が人権教育振興政策というのを質問しましたけど、そのときに執行部の答弁ですね、これを聞いてほんとに驚きました。

町長はこのときですね、このように言ったと思います。法の失効はあっても、法というのは地対法など、まあ同和問題が終了しましたよという国の法律ですけど、その法の失効はあっても、差別の実態がある限り人権研修などをやっていくと。で、もう一つ最後に決意表明みたいなところでですね、部落差別をはじめとする人権問題は、あらゆる差別に対して前進を図るよう心掛けていきたい。差別、差別という言葉が出てきております。

教育委員長はこのときに、差別のない人権教育をやっていきたい。と、こういう答弁を行っております。

私は、人権問題イコール差別問題と、ここに、町長が言われたことに、ほんと象徴されておりますけど、それから先ほど住民課長の答弁の中でももう象徴されておりますけども、もしかして町の執行部っていうのは、人権問題とはあらゆる差別をなくすことぐらいに考えてるわけじゃないですよね。私にはそのように取れますし、これ書いてある内容はそのように取れます。

いろいろまあ言われると思いますが、町長と教育長の考え方をお聞きします。人権問題とはあらゆる差別をなくすことというふうに考えてるんですか。そういうことです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

宮地議員の人権の問題について、私の方から考え方を答弁させていただきます。

先ほど米津課長に、ほかにも女性泊まりあいのしている市町村があるのか、また、来年も続けるのか、泊まりあいが同和研修になっていることを認めるかという、3つの質問がありました。私の方からもこれを明確にしておきたいと思います。

まず、県内の市町村うんぬんについては、課長が調べて答弁を致しました。

来年も続けるかということでございますが、課長はまあ黒潮町の人権施策推進の基本方針に基づいて、同和問題をはじめとする人権問題についてですね町は取り組んでいく必要があるということで、まあ存続する意味もあるというふうな返答を致しました。それは全く私もそのとおりでありますけども、ただ現実問題として、この同和問題をはじめとする人権施策を推進するに当たって、一つのメニューとして泊まりあい研修をやっておると。その泊まりあい研修が、この一つのメニューとして十分効果を上げているのか、また30何回にもわたって続けておる、かなり時代の変化もあります。従ってその方法が、今のこの、こんにちの時代にとって最善の方法なのか、別にもっと方法がありやしないかというふうな意味でですね、この間実施しましたので、私も泊まって参加を致しました。

これを機会にですね、担当にはいろいろと人集めも苦労した場面もあったり、また、会そのものの反省もあるかと思いますので、一度そういったことを、まあ確認をする機会を持ちたいということで担当には指示をしております。そのことが、即、やめるとか、続けるとかいうことにはならないわけですけども、検証すると

いうことは必要であろうということで、それも来年度の予算をつけてからですね検証したんでは意味がありませんので、早い時期にそういう機会を持つということにしております。

それと人権についての認識でございますけども、人権というのはですね差別に当然つながるわけです。私の考えで言いますと、人権は人としてですね、このような心持ちで、考え方でおるべきであるというような生ぬるい話ではありません。憲法、あるいは国際的にも法律で保障された、人間の生まれもって生きる権利、自由、そういったものが侵害されたときには、考え方だけではいけません。行政は特に法律に基づいて、その解消のために行動を起こさなきゃならない、そう位置付けられています。そういう意味で人権侵害ということは、差別に基づく侵害ということでございますので、強い意志をもってですね、そういった侵害がない社会をつくる。あるいは侵害があったときには直ちにその解消に行動を起こすということが、私たちの責務であるというふうに思っております。ですから、まあ物の言いようですけども、人権イコール差別の問題ということも当然あろうかと思います。

それから、この事業を進めていく上でですね、圧力を感じるかという問い合わせございました。圧力は感じません。感じませんが、圧力があるとすれば、このいわれのない差別をいまだに現実があるということについてですね、あってはならないことという意味でそういった、圧力じゃないですけども使命を感じます。

以上です。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

本町の第1次総合振興計画では、ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくりということの中で、人権文化のまちづくりということがうたわれております。この中では、同和問題をはじめ7つの人権課題が依然として存在をしており、本町でも意識調査によって、人権侵害がいまだ存在することが明らかになったというふうにあります。これによって、今後も本町人権施策基本方針に基づいて、人権課題の解決に取り組んでいかなければならぬというふうに思っております。これを受けて学校や地域、それからまた家庭等での人権教育推進を図っていかなければならぬというふうに思います。

人権教育は、お互いを尊重し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることにあるというふうに思います。このようなことを考えますと、地域にいる方々にこの推進講座を受講していただき、人権教育を推進していく主導者を育成していくということをしていきたいというふうに思っております。そのために現在も推進講座をしているというところでございます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

教育長の答弁はちょっと私の質問からずれてたかなあと思いましたけど、まあそういうものにはマニュアルがありますので仕方がないかなと思いますが、ぜひ自分の意見をもう少し、私、人権について持っていたいと、これ勝手に思っております。

それで町長の答弁にありましたけど、女性泊まりあいについてはもう検証していく、まあ遅かったですわね、37年ももう最後の端になって、どこもやめてしまつてもう書類もないという段階でね。まあ予算をつける前に検証するんですから、ぜひ圧倒的町民が望む方向で決断をしていただきたいと、私は思います。

それからですね、町長は人権問題とは差別問題というふうに思ってますかという私の質問に対して、人権侵

害は差別に基づくものだというふうに答えました。まあ、この点を中心にして私、話を進めていきたいと思うんですけど。

私もね、残念ながら部落差別は完全に解消されたとは思っておりません。でも、随分解消されましたし、今後絶対解消される差別です。これはもう確信して言えます。ただ時間はかかると思います。それで、差別問題そのものも大きな問題だと思います。しかしですね、人権問題を差別問題に限ってとらえることは私は間違いだろうと、危険だと思います。はっきりしておかなくてはいけないことだなと思います。特に行政の方は、これをもって執行に当たるわけですから、いろんなことがあってね、今のお話聞きますと。そういう意味では正しい人権知識というのは私は持っていたかないと、一歩誤ればおかしなことになるんじゃないかなと思って、まあ今日は立っておりますけど。

まあ繰り返しになることもありますけど、人権とは基本的人権ということですよね。これはもう私も、これからも勉強し続ける課題ですし、ずっとみんなが勉強していくかなきやならないことだと思います。しかし、人権とは差別問題だけを解決すればいいと、そういう問題でもないと思います。

これはですね、企業が犯す人権侵害というものがありますね。昨年の暮れに派遣社員がもう不況のあおりを受けてどんどん首切られて、暮れの寒空に放り出されて住む所もなくて、派遣村というのができまして大きな社会問題になりましたけど、これらは私はもう企業の人権侵害じゃないかなと、その一つに当たるんじゃないかなと思っています。そういう意味ではですね、今、サービス残業とかいうのがありますけど、サービス残業っていうのは16時間働いても、8時間分はもらえてあとはただ働き。ただ働きっていうことは、まあ例え悪いですけど、ほんとにウシやウマみたいなもんですよね。それは人権は守られてないんじゃないかなと思うんです。または、名ばかり店長っていうのもありました。また、過労死問題問題というのも最近問題になっておりますけども、これは働く人たちの人権問題だと思います。差別問題ではありません。

最近ではまた痛ましい、子どもが虐待されるという事件もあります。この虐待される子どもの人権、これはどうなるんでしょう。これらは差別問題とは違います。

また最近広島で、少年院でしたか、教官が生徒をいじめていた事件が明るみに出ましたけど、生徒におむつをはかすとかですね、陰湿ないじめでしたけど、まあしかも教官は面白半分にやったとか、そんなようなことを言っていますけど、これも大きな人権問題です。差別問題とは違います。

人権っていうのは、私は、大きな力から、大きな力のものが小さな力に生きる力を、生きる権利を奪っていく。だから、強者が弱者に対してやってくる、人権侵害とはそういうものだと思うんです。その強者というのは、国家権力が一番大きいんですけど、もちろんお金がある人もあれば、大人が子どもをいじめるということもあるし、虐待するというような。強いものが弱いものの権利を奪っていくのが人権侵害だと思うんですね。

で、今も言いましたけど、一番人権が奪われるのに大きなものは、それは歴史的に見ても国家権力による人権侵害です。

先ほども言いましたけど、企業による人権侵害も深刻な内容です。これらは、私は差別問題だけでは解決されない範囲だと思います。

何度も言いますけど、人権問題っていうのは、広くて、奥が深くて、そして一番身近な大切な問題だと思います。

もう一つ大事なことはですね、人権は自然発的に生まれたものでも、上から授けられたものでもありません。庶民が長い間闘って、勝ち取ってきた権利だと思います。これは、私たちが人権を守るためにには、今後も闘っていいってないと、不断の努力をしていないと、どんどん侵害される危険性っていうのはどこにもあるもんだと思うんです。だから私は、人権問題を勉強するというのは大変大事なことだと思いますし、国民一人一人

が人権について正しい知識を持って、子どものときから人権について学ぶこと、大変重要だと思います。

でも、人権本来が持ってるですね偏らない方法でやらないと、人権イコール同和とかですね、同和問題をはじめとするとかね、そういうところで人権が入る。人権イコール差別問題といつて、人権を矮小（わいしょく）化したようなとらえ方、それは私は大変危険だと思いますし、特にそれを子どもたちに教えることはもっと危険なことじゃないかなと思います。

そういう意味でこれからですね、町もいろんな人権集会、人権研修をやると、教育長も言っておられましたけど、そこにですね、もう少し広い意味の、本来人権いうのが持ってるですね、差別問題だけ、同和問題をはじめとしないでですよ、同和問題もその1つですけど、それをはじめとするんじゃなくて、主にするんじゃなくて、広い意味の、本来の意味の人権研修をするべきだと思いますし、していただきたい。

それから憲法を勉強することも人権講座に付け加えていただきたいと思いますが、このような研修、今後始めていただきたいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

宮地議員の最後の質問にお答え致します。

一番最後のとこの質問ですが、この同和問題だけでなく、いろいろな人権についての研修会は続けてほしいというお話をしたでしょうか。

ちょっと休憩。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 14時 32分

再開 14時 33分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（下村正直君）

私の考え方を答弁をしたいと思います。

世界人権宣言の出だしがですね、確かに、人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その権利において平等であると、なければならないか、というふうに言われております。

私はその強いもの、弱いものとかいう以前にですね、その平等であるべき権利が侵害されるということですので、それは差別に基づくものをいう私の考え方でございます。まあ言葉遊びみたいな面もありますので、それにこだわるわけではありませんけども、少なくとも強いものが弱いものをというのが人権侵害という定義はちょっといかがかなというふうな思いが致します。

そして、実際、この残っておる現実というものをですね、それをどう受け止めるかということが、この取り扱いというか考え方の分かれ目じゃないかと思います。議員言われるように部落差別の問題もですね、先ほども言いましたけども、ここ何十年の間に相当変わってきたというふうに思います。

私はあえて恥ずかしいといいますか、申し訳ないことを言いますけども、ずっと以前のことですが、私自身はこちらですね、あまり学生、中学校までの間に、白田川。

（宮地議員より何事か発言あり）

はい。

(宮地議員より「以前聞きました」との発言あり)

あまり学びませんでしたけども、こんな仕事をしておる関係で人権について学ぶ機会が多くあります。

つい最近もですね、機会があつて、住井すゑさんの橋のない川を読みました。まあそれはそれでいいんですけども。あるときですね、小さいとき幼なじみといいますか、小さいときの同級生と、彼はずっと早くから東京の方へ行ってました。ある議論をしたときに、この部落差別の問題に対する考え方が随分違うなあと、一生懸命反論したことでしたが、それは、やはりいろんな形で勉強し教育を受けると、人権の勉強をするということによって初めて分かることであるのかなというふうに思っています。

まあそんなことからですね、これからも私自身いろいろ勉強しながら、議員の言われる、そういう変わった状態というのも配慮しながら、人権の擁護に努めていきたいと思っております。

(宮地議員より「議長1つ、言葉の誤解があったようですので言いたいんですけど、休憩してもいいですか」との発言あり)

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 14時 35分

再開 14時 36分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

(宮地議員より「あ、今言わないかんがか、いいですか」との発言あり)

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

次の質問者、西村将伸君。

5番（西村将伸君）

では、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

今回、子育て支援、医療費無料化の拡大についてと、高知自動車道早期実現に向けての取り組みについて、この2点ついですが。

まず1点目の質問は、子育て支援策として中学卒業まで医療費無料化の拡大を提案するものですが、同様の質問は3月の定例会において、同僚の門田議員からされております。そのときの答弁では、21年度までには子育て支援の一環として保育行政に重点を置いて、大方佐賀地域に統合保育所建設等に多額の一般財源を必要としており、本年度は取り組めていないが、今後の福祉行政にとって避けて通れない課題であり、今後の検討課題としたいと、当時の谷口健康福祉課長の方から答弁があったと記憶しております。

私、この6月に頂いた福祉関係の資料では、現在、黒潮町の子育て支援的事業項目というがですかね、頂いておりましたが、この中で出生祝金からですね児童手当まで10項目あってですね、担当課長をはじめですね、担当の係の方も懸命に取り組んでいることは十分理解しているつもりですが、医療費にかんして言えば、年齢制限、それから所得制限、また、世帯における児童数の制限などですね。随分と制約があって、私から見れば支援策制度はあっても何かですね、そこに公平性とか安心感が与えられていないんじゃないかなあと、そんなふうに感じております。

現在のようにですね、百年に一度のこの経済状況とそう言われるのであればですね、百年に一度の策があつてもいいんじゃないかと、そういった考え私持っております。ほんとにこの現在のような、その経済状況に置かれている子育て世代はですね、1人、2人の子育てであつても生活や子どもの養育面にかなり問題を抱えてお

ってですね、精神的にも不安定な状況にあることが現実だろうと思うんです。行政として今こうしたときに、どういった施策が子育て世代に一番安心を与えるのか、状況判断をしてほしいと思っているわけです。

最近の、けさの朝刊もそうでしたが、県内の市町村でも独自にさまざまな子育て支援策に取り組んでいる様子が新聞紙面からも読み取れるわけですが、3月の定例会から半年がたって、我が町黒潮町の検討した結果をお伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

西村議員の医療費無料化についてのご質問にお答え致します。

黒潮町の乳幼児の医療費助成については、県医療費助成に継ぎ足して実施しております。本町では就学前児童の医療費については、入院については全額公費負担として無料化となっております。ただ、通院時の医療費については、4歳までは無料化しておりますが、4歳以上においては県の制度に準じてですね、所得制限を設けております。課税世帯については1割負担、児童手当受給対象外の世帯については2割負担として運用をしております。また、子育て支援の一環として県の制度改革に合わせて、多子世帯の第3子以降の医療費については、本年7月から無料化としたところです。この医療助成制度の対象者は本年7月現在で435人となっておりまして、昨年の医療費助成の総額が1,210万円余りとなっております。そういう意味で支援策としては一定効果が上がっていると考えております。

県下の医療費の無料化については、中学校卒業までの無料化については4市町村で実施されておりますが、また小学校卒業までも3市町村で行っております。

本町で実施した場合の想定額、またはその検討内容についてのご質問でございますが、所要額を算定してみると、1人当たりの費用額、年間2万2,000円ぐらい必要だということで、現在の小中学生児童数880人で想定しますと、約1,900万から2,000万が年間の所要額、純町費の支出が必要となってきます。

子育て支援にかかる経費、また児童生徒の健全な成長ということでは、医療費の無料化は好ましいことではありますが、制度の拡充においては、やはり継続性、または財政的なことがどうしても考えなければなりませんので、現時点ではですね多額の費用を要するということで、まあ中学生卒業までの無料化については、直ちに実施することは難しいと考えております。また、国においては新政権の下ですね、子ども手当の創設という動きもあります。そういう意味でこの医療費の無料化の拡大については、今後の国の動向も注視しながら検討していくかとそのように考えております。

なお、現在の制度の内容ですけど、幼児期に掛る医療費ですけど、どうしても幼児期には病院にかかるという機会が多いということで、これをですね、今、所得制限がありますけど、これを無料化まずはしたいという考え方を持っております。就学前の幼児期の医療費無料化についてはですね、来年度からこの所得制限を外してですね、すべての就学前の幼児に無料化を行いたいと考えております。この対象者が約110名ほどを想定しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

2,000万の財政的負担のことで、直ちにその実施にはなってないと。その代わり幼児に、これは何歳ですかね幼児は。

(議場より「4歳」との発言あり)

4歳以下ですか。4歳以下のこの所得制限なしで無料にしていくと。

じゃあですね、町長にお伺いしたいのですが、この住民税というのはですね法律で決まっておってですね、全国まあ一律なわけですが、その医療にかかるその国保税とか、国保税とかじゃない、国保税はですね、それぞれの自治体の裁量で決まるもんだと私は認識しておりますが。一番その自治体のこういったところが、財政状況とか、また市町村長の考え方方が反映されやすい事柄だと私は思ってますが、町長のその政策判断で国保税を安く押さえることもできるんだろうと思うんです。

この財政問題について言えば、既に中学卒業までですね医療費無料化に取り組んでいる市町村の財政状況と、黒潮町のそれを比較しても、この定例会に示された資料の実質公債比率、それから将来負担比率を見る限りではですね、町長の言葉の中にも健全化判断がされておってですね、このところ堅実な役場運営に自信を深めているように私は受け取っちゃうわけですが、たとえ2,000万の財源が必要であっても、今年の21年度一般会計予算の0.25パーセントしかありません。今のあってないような市中銀行でですね、預金金利程度で、子育て世代に希望を与えられるとしたら、私はそれが政治じゃろうと思います。町長の言うところの思い切った策だと私は思うわけですが。

それと、こうしたその政策をですね率先して実施することで、私ここに持ってきてますけど、第1次総合振興計画、基本計画の第2章にあるですね、次世代育成、子育て支援対策の充実を図るといったこととのですね、整合性はどう図るのか。

また、第1次総合振興計画の調査統計でも、子育て対策に力を入れてほしいという関連数値の合計がですね、22.9パーセントもあるわけです。ベスト5に入ってるわけですね。こういった、その住民意向が示されているにもかかわらずですね、そのことに取り組めない、そのへんがちょっと納得いかんわけですが。

この基本計画を、まあこれからのですね、町長の、言うてええかどうか分からんがですが、黒潮町のマニフェストと位置付けるならですよ、これから国の政権を担う民主党のマニフェストでは、来年4月から子ども手当が支給されるそうですが、こうした国の施策とね連動してこそ、私はこの町の子育て世代に大いに希望を与えるもんだと、そういう支援策だと思っておりますが。

その全国に誇れるまちづくりを目指す町長の、ほんとに若者、ことにですね子育て支援に対する、来期の町長選にも出たいと、そういう気持ちがあるわけですから、ぜひその意気込みをですねお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

西村議員のご質問にお答えを致します。

どなたかのご質問の中で答えたと思います。こんな言葉を使ったと思いますが。

まあパフォーマンスといいますか、決して大事な施策ではありますけども、これをですね、実施しますと言うのはもうたやすいことです。しかしながら、その年間2,000万年にがしというものがですね、ほんとに効果があるのだろうか、また町民にとって公平な施策と言えるだろうか。また、10年たてば、これは純町費2億の支出になるわけです。まあほかにもする事がないだろうかと、いろいろ当然考えるわけです。それが必要な今理由をですね議員がいろいろと言ってくれましたけども、私にとったらどんな事業もですね、ほんとに大切な事業です。それになかなか優先順位を付けながらやっていくわけですけども、そういった意味で今回まだそこまで至ってないという同時にですね、今質問にありましたように、このたびの政権政党のですねマニフェストに、いわゆる子ども手当と、収入に関係なく一律に子ども手当をということでございます。

まあそういうことを、人の財布に頼るわけではありませんが、そういうことも兼ね合せてですね、子育て支援の在り方というものをもっともっと考えてみたいと思っております。ですから今ここで、来年度からやりましょうというような返事は致しかねます。

議長（小永正裕君）

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

もう一度、町長にお伺いします。

民主党の、私ちょっとこの質問を出した後に、そのことはそういう返事が来るがじやないかなあという予測はしようたですが、国の方からその子ども手当があるきにそのことの相殺と、そういうことが言われるじやなかろうかなあと思うたら、案の定そう言わされました。

私、実際に今回的一般質問の皆さん質問を聞きよっても、やっぱりその仕事、それから所得、まあ私たちの時代はよく同僚議員とも話するのですが、仕事には恵まれてきました。そんなに、例えば私がやりよった小さい酒屋でも、もしその酒屋がいかんったらどっかへ勤めるところができただろうし、またそういう声掛けしてくれた時代だったわけです。しかし、今のほんとに仕事のない世代の若者はですね、どっかで基本的に支えてもらえる部分、精神的なものを支えてもらえる部分、そういうもんを待ち望んじようがやと思うがです。

例えば医療費、例えばあのこれは、例え話として非常に失礼かも分からんがですが、例えば子どもを産むときは中村市で産んで、この前新聞へ出ちりましたが、50万円の出生祝金がもらえると。その50万円を1年おったらもらえるそうですが、それから黒潮町へ来てもうて医療費がただで黒潮町で子育てしてもらうと、こんな虫のええ話も考えられるにやあと、私は考えるわけですけども。

やっぱり、また、なせこの時期にこういう再質問を、門田さんがしたことをしようかというと、来年の22年度予算ですね、ぜひ組んでほしいと。例えば、ここを景気が回復してですね、仕事なんかのことが、雇用の促進とかですね、今やられようその何ですか、失業対策。そういうことが解決できた折には、その先も削られると。延々にこの施策を取ってくださいと、そういう私は提案ではないわけですね、もう一度そういうことは考える余地はあるかないか、それだけすいません、お願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

議員の再質問にお答え致します。

もちろん子育て支援についてはですね、一定経費は要っても有効な手段がないものかというようなことは常に考えておるわけですが、まあそういう意味では保育料の減免等々ですね、これは制度として、収入のない方、あるいは2子、3子等についての配慮はあるんですけども、保育料は現実に高いなあと、私自身も感じながら過ごしております。ですから2,000万をですね、保育料に還元できる、充當できたら、もっと子育て支援になりはしないかなあというような思いもあつたりします。

ですから、この問題だけでなくですね、今議員が言われたように、大変仕事もない苦しい生活の中でですね子どもを育てていかれる皆さんのために、まあひとつ心の問題も含めて対応してあげたいというふうには思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいなあと思います。この問題そのものですね、十分機能するものか、またマニフェスト、今度の政府のですね子ども手当が実際どんなものか、そのへんも併せてですね、町は町としての責任を果たしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

西村将伸君の一般質問中ですが、この際、15時10分まで休憩致します。

休憩 14時 54分

再開 15時 10分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

それでは2点目の、高知自動車道早期実現に向けての取り組みについて質問をさせていただきます。

今年3月でしたが、上分集会所において同僚議員4名とですね、共に2回目の議会報告会というものを開催したときにいただいた質問事項です。

佐賀地区の上分地区、まあ中角地区とも言いますが、に、前屋敷という8戸の住宅がある個所ですが、議員の皆さんには視察でお分かりだろうと思います。まちづくり交付金事業、現在行われておりますけども、26区画の住宅地を造成している100メートルぐらい右側に当たる地区になります。そこで、佐賀地区でただ1カ所、この高規格道路によって住宅移転が、これを含む用地交渉などですね、住民生活全般を変更する大事な交渉がこれから始まろうとしております。

私事で申し訳ないんですけど、私自身子どものときからこの前屋敷という所に朝から晩まで遊んでおってですね、幼なじみの親友もおったもんですから、この場所にはほんとに思い入れも強いわけですが、この地区は朝日から夕日まで日照時間がほんとに上分地区では一番長くてですね、台風の時季あまり雨戸を閉めることなく、佐賀地区でも昔から整理田といってですね、米作りとかハウス園芸に一番適した、美田を前にした穏やかな土地柄であるわけです。

そうした所に住まいする住民に移転先等の大まかな話し合いはされていてもですね、実施に向けての具体的な話し合いはされていないとのことですが、最初の計画説明から時間がたつにつれて、地権者の多くは高齢になっていて、引っ越し、家屋の建築等に大変不安を感じ始めております。その中で最も不安なのが、買収価格と移転先の、現在町が造成中の白石団地の土地単価の差を心配しております。

今現在、56号大方改良でも用地の確保に難儀してきたようにですね、高知自動車道の早期実現に向けた取り組みには、こうした住民や地権者への配慮、不安を取り除く話し合いの場を絶え間なく継続していく必要を強く感じるわけですが、今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

それでは私の方から、ただ今のご質問でございます、高知自動車道早期実現に向けての取り組みについて、ここで答弁させていただきます。

四万十町から黒潮町佐賀インターまでの区間は、平成16年12月7日に都市計画の決定がされました。そして、片坂バイパス、金上野インターから拳ノ川インター区間、延長6.1キロメートルについては、平成17年度に事業採択の運びとなり、平成20年11月から工事用道路の改良工事に着手、そして現在工事施行中であります。今年度中には本線の用地買収へと進ちょくされる状況にあります。

そして心配されています、拳ノ川インターから佐賀インター区間、延長6.2キロメートルについては、現在のところ事業採択に至っておりませんので、国土交通省に一日でも早く採択されますよう事務手続きについて

お願いをしているところであります。町としても議員承知のとおり、佐賀インターの予定地において 8 戸の家屋が移転対象となっていることから、事業の円滑な推進を図っていくために、まちづくり交付金事業、平成 18 年から 22 年度を導入して、平成 17 年度の計画段階から上分地区の皆さんには事業説明をするとともに、協力を得ながら事業の推進を図っているところであります。

ご質問にあります、実施に向けて具体的な話し合いはされていないということではあります、昨年の 7 月 25 日の上分集会所での説明会の中でも、地区の皆さんや家屋移転の方から佐賀インター付近の工事の遅れを心配して、工事着手はいつになるかという質問が出されました。そのときの状況判断に基づき詳細に回答をさせていただきましたが、心配をされています宅地造成の買収単価等についても現在工事施工途中であり、そして今年度の工事で何とか宅地造成の全体像が見える段階となっています。その他の関連道路や給水施設などが完成の見通しが立ったときに、初めて大筋な買収単価が決定されるのではないかと推測をしています。いましばらく時間を頂きたいと思っているところであります。

一方、国土交通省が主体となります、用地買収や家屋補てん等につきましても、先ほども申し上げましたとおり、事業採択がなされることが先決となりますので、上分地区の皆さんとの気持ちは町としても十分承知しておりますので、そのことを基本に添えて一日でも早く事業採択がされるよう、再度、国土交通省へ要望して事業推進に努めていくことと致しますので、何とぞよろしくお願ひを致します。

議長（小永正裕君）

西村将伸君。

5 番（西村将伸君）

昨年の 7 月 25 日に詳細な説明がされたと、まあ、その国交省の方については事業採択をされていないので、明確なことは答えられないということだったと思うんですが、この詳細な説明というのは、今、私が質問をしておるのはですね、買収価格と、それから出来上がったときの土地。

例えば、用地買収方法は国交省から町が受託して行うのか、この 56 号の今年 10 月からですか、大方改良の方法を取られるのか。また、その買収価格を、基本的にですね国交省が買収した価格を参考にして宅地の価格を設定するのか。それとも総費用の、立派な道路もできちりますが、その道路も含めた池廻り 1 号線、2 号線含めてですね、そういったものも宅地の方に、何といいますかね、転化していくというか。そういう形を取られるのかどうか。そのことが、住民の人は気になつたるわけです。

そのことについてですね、もう一度。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

再度、お答えを致します。

今、ご質問にありましたように、ちょっと 2 つに分けてお答えをしたいと思います。

宅地造成につきましては、事業主体が佐賀町がやっておりますので、宅地造成の単価については当然町が単価設定をしていきます。そして、今回の 8 戸の家屋移転の補償や、そして、そのインターにかんする用地については国交省さんの方で買収になります。これは事業主体が国土交通省でございます。

そういう形になりますので、説明をしていきますと、私どもの考え方では大体今も申し上げましたように、平成 22 年度にこのまちづくり交付金事業が終わりまして、それで大体、宅地造成も完了すると。そうすれば 23 年度ですね、一応その換地や詳細な事務手続きをして、24 年度あたりでその単価設定をして、26 戸の宅地の買収に当たれるのではないかと、そういう予測をしております。

ただ、今も申しましたように、インターの用地、家屋の補てんにつきましては、国土交通省さんの方になりますので、そこらあたりは今も申し上げたとおり、なかなかその事業採択に至ってない。この事業採択がされないとその前に進みませんので、その間に若干時間のずれが出てきます。当初は、平成20年ごろの当初では、ちょっと話はあれしますけれども、拳ノ川インターまでが平成20年度の半ば、そして佐賀インターが平成30年度の初期というお話をいただいておりましたけれども、今の状況でも、私個人の考え方では若干遅れています。

そういうときに、なかなか、ご質問にありましたように、そしたらこの宅地造成の単価と、そして国土交通省さんが買う用地の単価、そのへんの兼ね合いが確かに家屋移転の方には一番重要な部分でございます。そのことについて本当に明解な話ができればいいのですけれども、申し上げたとおり、私どもの事業主体、そして国土交通省さんの事業主体別々でございますので、そういう状況の中では、やはり今私どもは宅地造成の単価については、その要った経費が来年度ぐらいには大まかでございますけれどでてきます。そういう状況で、まあ関連道路や給水施設、その他残土処理場の問題うんぬんの事業になれば相当な事業費になりますが、その中で宅地造成の単価をどのようにするか。先ほどの質問にもありましたように、どうしてもその範疇（はんちゅう）の中では政治的判断も必要になってくると思います。

そういうことで、今、心配の一つの例とすれば、国土交通省さんの補償単価と、私どもの単価とあまり変わらなければそれほどの問題になりませんけれども、そのへんなかなかどういう形になるか、私どもも不透明な部分があります。ただ、私どもが心配してるのは、国土交通省さんの対応が遅れれば遅れるほど、今の現状を、社会情勢を見たときに、用地の単価というのは2、3パーセント下落をしております。それが、例えば5年すれば10パーセントの下落になってくるわけですので、そういうことを大変心配しております。プラスになる面のお話がない中でございますので、そこを重要視しているわけでございます。

そういうことで、なかなか、議員が聞きたいご質問について、私どもが答えぬくい。例えば、ある分数字を出せば、その数字が必然的に、基本的に歩いていく場合がありますので、もうちょっと慎重を期して、来年、もう1年ぐらいすればですね、大まかな部分が、比較論も出てきますので、今は何分にも国土交通省さんにこの事業採択をしていただきたいと、それをしないと一步前進できませんので、そのことについてひとつ今後議員の皆さんにもご協力を願って、私どもも真摯（しんし）に受け止めて、今後そういう要望活動に努めていきたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

議長（小永正裕君）

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

3回目の再質問させていただきます。

課長、用地買収方法はこの56号のときのような、その国交省に受託されて、立ち退き等ですね、そのことちょっと答えられなかった、そのことと、答えてほしいがと。

それと、もし町が受託されてやるならですね、私もあそこの池廻り1号線の地権者で土地を譲ったわけですが、土地鑑定士とか等を入れてですね。その中に、ある面話し合いの中でできた経過があります。そのことでの価格の設定なんかも柔軟に対応できるかどうかということは聞きたかったことと。

それと、下落をしていくということは、非常にその地権者にとってはですね不安に感じちょうどある。私からしたら今ある住宅地の所が下落しても、宅地の方が下がりやあ済む話で。それがねじ換えになる形になればですね、そんな不安は感じんがと思うんです。

それと、この移転先、住民のですね、まず来年度の22年度で工事はして終わるわけですが、その24年度か

ら売り出しをして始めていくと。これは何かですね、立ち退きする前からそこに土地が出来上がるわけですか、ほんとその、そこへんのところもですね、その住民の不安もあるかと思います。そのへんの払拭（ふっしょく）と。

それと、これは町長に伺います。この課長の方から政治的判断もあり得るだろうと、そういう返事があつたわけですが。その開発公社とか、民間のその宅地造成業者であればですね、造成価格をそのまま宅地価格に転化するというのは通常だろうと思うんですが、そもそもその宅地造成の目的は前屋敷住民の移転先確保のために計画されたことで、今ある 26 区画のまちづくり交付金という確保が目的ではなかつたわけです。

例えですね、宅地に至る道路の幅員にしても、国道並みの必要性があつたかどうか。その住民が求めたものであつたかどうか。もし道路づくりの費用が宅地に転化されるようならですね、営業目的の民間業者と何ら変わらんわけですので、そのへんも含めてですね、価格設定に町長は政治的判断を加えるかどうか、そういうことと。

いずれにしてもですね、課長が今言われるよう事業認可も下りてないと、そういう中で時間の設定ができるないということだったんですが、まあどれほど時間が経過しようがすまいが、地権者に安心感を与える策を講じる必要があると思って私は質問したわけです。

町長のそのへんの所見をお聞きしたいと思います。

課長からです。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

そしたら、3 度目のご質問にお答えを致します。

ちょっと私の方が十分な説明が足らなかつたかも分かりませんが。申し上げましたように、佐賀インターにかかる用地は国交省が事業主体でございますので、国交省が買収を致します。今、議員が説明していましたように、鑑定士や、その周辺の調査の価格、いろいろな分野を調べて価格設定がされると思います。今、現に私どもが、市野瀬、橋川の工事用道路をやっておりますが、その用地は私どもが買収致しました。

今も説明致しましたように、今回、拳ノ川でもう本線に入ろうとしております。そのときの買収については国土交通省が事業主体でやりますが、ただ、私どもは国土交通省だけに任すのではなく、いろいろと用地の交渉については難問も控えておりますので、いろいろな問題についてはその問題について共有し、お互いが信頼し協力し合って用地買収に進んでいくこととしております。

それから、24 年度に一応買収となるいうお話をしましたけれども、あくまでも予想でございますので、そういう形で進めていきたいと、そういう考え方であります。ご質問のように、まあ例えば 24 年度に私どもが買収できて、そして 24 年度にそういう 8 戸の家屋移転の方の用地買収に入れれば、時間的にはうまく流れるわけですから、そこにある部分時間的な空間ができれば、そこでまた心配が増すというご質問だと思いますが。何度も繰り返しますように、その回答がほしいでしょうが、なかなか相手、私どもが事業主体であればそのへんが計画的なお話ができますけれども、けさほどからもありますように国の政権も代わりまして、鳩山政権が誕生した状況でありますし、そういう背景もあってなかなか明解な答えができませんが、その点はひとつお許しを願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私の方からお答えを致します。

まあ、この事業につきましては、まあ当時、佐賀町のときから構想があつて始まっております。それから、地元説明会等々の細かな点もですね、私も参加したこともありますけども、中島課長、歴代課長等々からですね、話を聞きながら協議をしてきておるところです。

当初から、今ご質問の内容については、ほんとに大きな心配でした。ただ、私が考えますに、どうしても造成地のために掛かった経費等も参考にせざるを得んだろうし、また、時期の問題がありますけども、国交省のどれぐらいの価格で買収するのかといったことも、分からんなら分からんなりにですね参考にしなくちゃいけないだろうと思うんですけども。

ただ、民間のデベロッパーといいますか開発業者がやった場合には、お金、もうけをですね、当然見込みます。その代わりに地価が下がってですね、このまま抱いておったんでは銀行金利から考えて逆に損をするというような場合には、他の業者に任して安い値段で処分するとか、そういういたケースもあるわけで。

ところが行政の場合は、なかなかそこら硬直性みたいなものがあります。まあこのケースの場合は、ほかの団地等々の価格の問題とか、いろんな比較を考慮に入れなければならない問題はあろうかと思いますけども、議員の質問にありましたように、目的があつてですね、あそこへインターインジができると、多くの住民が立ち退かなければならぬ、その手当をということで始まつておる事業ですので、そういういた所期の目的がですね達成できるような価格設定を、まあ政治的な判断も含めてですね、する努力をすべきであろうというふうに思つてます。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで西村将伸君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会時間 15時 34分